第13回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種別	決算 認定	予算	条例	その他	計
件数	5	5	1 0	1 1	3 1

(2) 議案の名称

<決算認定>

> 次异的		
認定第	1号	平成26年度尼崎市歳入歳出決算について
認定第	2 号	平成26年度尼崎市水道事業会計決算について
認定第	3号	平成26年度尼崎市工業用水道事業会計決算について
認定第	4号	平成26年度尼崎市自動車運送事業会計決算について
認定第	5号	平成26年度尼崎市下水道事業会計決算について
<予算>	•	
議案第	8 9号	平成 2 7 年度尼崎市一般会計補正予算(第3号)
議案第	9 0号	平成 2 7 年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費補正予算(第 1
		号)
議案第	9 1号	平成 2 7 年度尼崎市特別会計公共用地先行取得事業費補正予算
		(第1号)
議案第	9 2号	平成27年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算(第2号)
議案第	9 3号	平成27年度尼崎市自動車運送事業会計補正予算(第1号)
<条例>	•	
議案第	9 4号	尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関
		する条例の一部を改正する条例について
議案第	9 5号	尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
		について
議案第	9 6号	尼崎市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について
議案第	9 7号	尼崎市立中学校給食検討委員会条例について
議案第	9 8号	尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例の一部を改正する条例につ

いて

	V. C
議案第 99号	尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例について
議案第100号	尼崎市特定随意契約締結事業者選定委員会条例について
議案第101号	尼崎市食品衛生に関する条例の一部を改正する条例について
議案第102号	尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正す
	る条例について
議案第103号	尼崎市自動車運送事業の設置等に関する条例等の廃止等に関する
	条例について
< その他 >	
議案第104号	工事請負契約の変更について(旧尼崎東高等学校校舎等解体撤去
	工事)
議案第105号	工事請負契約の変更について(大庄小学校校舎棟耐震補強等工事)
議案第106号	工事請負契約の変更について(大島小学校北棟改築等工事)
議案第107号	工事請負契約の変更について(立花小学校校舎棟改築等工事)
議案第108号	工事請負契約の変更について(名和小学校北棟改築等工事)
議案第109号	訴えの提起について(建物明渡し等請求事件)
議案第110号	市道路線の一部廃止について
議案第111号	市有地の売払いについて
議案第112号	平成26年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ
	いて
議案第113号	平成26年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい
	τ
議案第114号	平成26年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分
	について

2 その他の報告

- (1) 議会の指定に基づく専決処分
 - ・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故8件4,360,440円その他の事故1件37,440円その他1件887,740円

- (2) 公益財団法人等の経営状況
- (3) 平成26年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告

3 追加提出予定案件

<予算>

・ 平成27年度尼崎市一般会計補正予算(第4号)

<人事>

- ・ 尼崎市公平委員会の委員の選任
- ・ 尼崎市固定資産評価審査委員会の委員の選任
- 人権擁護委員の候補者の推薦

第13回尼崎市議会定例会

議案説明資料

種	別	決算認定	番	号	認定第1号	所	管	財政課
件	名	平成26年度尼	己崎市	ī歳 <i>)</i>	∖歳出決算について	5		

内容

概要 (単位:千円)

区分	歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度に繰り 越すべき財源	実質収支
一般 会計	198,189,615	197,729,362	460,253	275,624	184,629
特別会計	179,104,595	177,300,284	1,804,311	32,053	1,772,258
国 民 健 康 保 険 事 業 費	54,161,442	53,410,919	750,523	0	750,523
地 方 卸 売 市 場 事 業 費	548,042	413,249	134,793	32,053	102,740
育英事業費	9,027	9,027	0	0	0
農業共済事業費	18,357	11,051	7,306	0	7,306
都市整備事業費	205,958	205,958	0	0	0
公 共 用 地 先行取得事業費	4,411,461	4,411,461	0	0	0
公害病認定患者 救済事業費	44,763	44,676	87	0	87
母子及び寡婦福祉 資金貸付事業費	66,279	25,285	40,994	0	40,994
青少年健全育成 事 業 費	6,741	6,741	0	0	0
介護保険事業費	35,644,986	35,061,737	583,249	0	583,249
後期高齢者医療 事 業 費	4,987,194	4,914,559	72,635	0	72,635
駐車場事業費	299,035	299,035	0	0	0
廃棄物発電事業費	834,023	834,023	0	0	0
競艇場事業費	77,867,287	77,652,563	214,724	0	214,724
合 計	377,294,210	375,029,646	2,264,564	307,677	1,956,887

種別	決算認定	番	号	認定第2~5号	所	管	水道局経理課 交通局経営企画課 下水道部経営企画課
件 名	平成26年度原平成26年度原	2崎市 2崎市	「工業 「自重	道事業会計決算に 養用水道事業会計 動車運送事業会計 水道事業会計決算に	に は は は は は は は は に は に は に は に は に は に	こつし	

内容

概要 (単位:千円)

11/10/54						(十四・113)
	区	分	水 道 事 業	工 業 用 水 道 事 業	自 動 車 運 送 事 業	下水道事業
収	経	収益	9,411,063	1,739,949	2,622,539	12,451,955
益的	常 損	費用	8,325,084	1,487,960	2,565,839	10,937,204
収	益	差引	1,085,979	251,989	56,700	1,514,751
支	特	利益	63,709	390,731	256,847	7,628
·	別 損	損失	180,789	158,991	138,376	906,134
税 抜	益	差引	117,080	231,740	118,471	898,506
)	純利語	益 +	968,899	483,729	175,171	616,245
 資 本	収。	λ	431,129	59,719	2,136	4,774,935
的	支	出	3,137,045	658,424	8,369	9,657,750
収 支	差	31	2,705,916	598,705	6,233	4,882,815
補て	ん財	源 等	2,397,288	1,953,169	290,596	4,330,706
資金	年「	間 +	308,628	1,354,464	284,363	552,109
資金収支	累言	i†	6,490,958	6,606,374	27,938	4,868,438

件 名 平成27年度尼崎市一般会計補正予算(第3号)	種	別	予算	番号	議案第89号	所 管	各事業所管課
	件	名	平成27年度尼	2崎市一舸	设会計補正予算(<i>第</i>	第3号)	

内容

1 補正予算の規模

(単位:千円)

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
208,701,540	269,814	208,431,726

2 歳入歳出補正予算額

(単位:千円)

歳	Д	歳	出
款	補正予算額	款	補正予算額
国庫支出金	10,000	総務費	184,000
繰入金	554,917	民生費	14,363
繰越金	93,000	商工費	10,000
諸収入	9,203	土木費	659,187
市債	172,900	教育費	181,010
合 計	269,814	合 計	269,814

3 債務負担行為

変更 (単位:千円)

事項	補正	前	補口	E 後
尹以	期間	限度額	期間	限度額
小学校施設 耐震化事業	平成 28 年度	127,900	平成 28 年度	215,500

4 補正予算の内容

国の経済対策による「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」を活用し、地方創生に資する事業を実施するほか、公共用地先行取得事業費会計における不動産売払収入等の増額に伴い、同会計への繰出金を減額する。費目別事業概要は別紙のとおり。

費目別事業概要

総務費	184,000 千円
公共施設マネジメント推進事業費 公共施設マネジメントの取組促進に資するため、旧耐震基準の 市有建築物の敷地について、市場価値等の調査を行う。	10,000 千円
財政調整基金積立金 平成 26 年度決算剰余金の 2 分の 1 相当額の積立を行う。	93,000 千円
まち情報発信事業費 外国人観光客に本市の魅力を発信するため、案内冊子を作成す る。	3,000 千円
市税還付金、還付加算金等 過年度に収入した市税額に減額の事由が生じたため、還付を行 う。	78,000 千円
民生費	14,363 千円
保育環境改善事業費 民間移管した浜保育園の外壁改修工事について、アスベスト対 応に係る工事関連経費相当分の補助を行う。	14,363 千円
商工費	10,000 千円
中小企業エコ活動総合支援事業費 環境モデル都市アクションプランの推進に寄与するため、省エ ネ設備導入補助を増額する。	10,000 千円
土木費	659,187 千円
公共用地先行取得事業費会計繰出金 公共用地先行取得事業費会計において不動産売払収入等が増額 となることに伴い、一般会計から同会計への繰出金を減額す る。	659,187 千円

教育費	181,010 千円
学校適正規模・適正配置推進事業費(小学校) 難波の梅小学校改築工事について、インフレスライド条項の適 用に伴い契約金額を増額する。	58,191 千円
学校施設耐震化事業費(小学校) 名和小学校他7校の耐震化工事(改築・補強)について、イン フレスライド条項の適用等に伴い契約金額を増額する。	83,728 千円
学校施設耐震化事業費(中学校) 塚口中学校・園田中学校の耐震化工事(改築・補強)につい て、インフレスライド条項の適用に伴い契約金額を増額する。	31,591 千円
復元住居修復体験学習事業費 市民等ボランティアを募り、復元住居の修復体験学習事業を実 施する。	7,500 千円

種	別	予算	番	号	議案第90号	所	管	地方卸売市場
件	名	平成27年度局	己崎市	特別	削会計地方卸売市均	易事為	養 費	輔正予算(第1号)
					_	اجدا		

1 補正予算の規模

(単位:千円)

現在予算額補正予算額		補正後予算額
429,393	23,586	405,807

2 歳入歳出補正予算額

(単位:千円)

			(1 .— 1 1 1 2)
歳	λ	歳	圧
款	補正予算額	款	補正予算額
使用料及び手数料	12,012	地方市場費	23,586
繰越金	79,740		
諸収入	44,142		
合 計	23,586	合 計	23,586

3 補正予算の内容

- (1) 地方市場費
 - ・ 市場活性化事業費 3,591千円 市場の更なる活性化を図るため、青果物に係る主要産地への出荷要請を行うとともに、市場フェスティバルを実施する。
 - ・ 卸売業務関係事業費 27,177千円 卸売業者の入場に伴い、市の卸売代行業務が不要となることから、当該業 務に係る委託料を減額する。

種	別	予算	番号	議案第91号	所 管	都市整備局企画管理課、公 園計画・2 1世紀の森担当
件	名	平成27年度局	己崎市特別	別会計公共用地先行	亍取得事 ӭ	業費補正予算(第1号)
				内	容	

1 補正予算の規模

(単位:千円)

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
3,647,482	0	3,647,482

2 歳入歳出補正予算額

(単位:千円)

歳	Л	歳	出
款	補正予算額	款	補正予算額
財産収入	636,595		
繰入金	659,187		
諸収入	22,592		
合 計	0	合 計	0

3 補正予算の内容

不動産の売払による財産収入の増額及びそれに伴う一般会計からの繰入金の減額等を行う。

種	別	予算	番号	議案第92号	所 管	介護保険事業担当
件	件 名 平成27年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算(第2号)					
				内	容	

内

1 補正予算の規模

(単位:千円)

現在予算額補正予算額		補正後予算額
37,568,376	263,604	37,831,980

2 歳入歳出補正予算額

(単位:千円)

歳	А	歳	出
款	補正予算額	款	補正予算額
繰越金	263,604	諸支出金	263,604
合 計	263,604	合 計	263,604

3 補正予算の内容

- (1) 諸支出金
 - · 支払基金交付金等返還金 263,604千円 平成26年度における国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金の確定差額を 増額する。

種	別	予算	番号	議案第93号	所 管	交通局経営企画課
件	件 名 平成27年度尼崎市自動車運送事業会計補正予算(第1号)					
				内	容	

1 補正理由

交通局における今年度の自動車運転手等の不足を解消するため、また、円滑な民間 移譲に向け、交渉権者である阪神バス㈱の路線習得等を図るため、労働者派遣事業の 適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号) に基づき、阪神バス㈱からの労働者派遣を実施している。

しかしながら、今なお、自動車運転手の不足が生じていることから、同社からの派 遣労働者を増員し、派遣に係る物件費の増額を行う一方、当初予算に計上している自 動車運転手等の人件費の減額を行うため、補正予算を編成するもの。

2 補正予算の内容

収益的収入及び支出

支出

(単位:千円)

	既決予定額	補正予定額	計
第1款 自動車運送事業費用	2,804,875	12,498	2,792,377
第1項 営業費用	2,768,344	12,498	2,755,846

種	別	条例	番号	議案第	9 4 号	所	管	給与課、	職員課	
件	名	尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の 一部を改正する条例について								
				内		容				

1 改正理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成24年法律第63号。以下「改正法」という。)の制定により、引用する法律 が改正されるため、所要の整備を行う。

2 改正内容

条例中、改正法により削除されることになる地方公務員等共済組合法の規定を引用している部分について、同様の内容を規定している厚生年金保険法からの引用に改める他、所要の文言整備を行う。

3 施行期日 公布の日 改正後

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の 基本額)

第2条 1 略

2 前項に規定する者のうち、傷病(<u>厚生年金</u> 保険法(昭和29年法律第115号)第47 条第2項に規定する障害等級に該当する程度 の障害の状態にある<u>傷病をいう</u>。以下同じ。) 又は死亡によらず、その者の都合により退職 した者(第12条第1項各号に掲げる者を含 む。)に対する退職手当の基本額は、その者が 次の各号に掲げる者に該当するときは、前項 の規定にかかわらず、同項の規定により計算 した額に当該各号に定める割合を乗じて得た 額とする。

(1)~(3) 略

現行

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の 基本額)

第2条 1 略

2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(3) 略

改正後

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の 基本額)

第3条 1 略

2 前項に規定する者のうち、傷病(<u>厚生年金</u> <u>保険法(昭和29年法律第115号)第47</u> <u>条第2項</u>に規定する障害等級に該当する程度 の障害の状態にある<u>傷病をいう</u>。以下同じ。) 又は死亡によらず、その者の都合により退職 した者(第12条第1項各号に掲げる者を含 む。)に対する退職手当の基本額は、その者が 次の各号に掲げる者に該当するときは、前項 の規定にかかわらず、同項の規定により計算 した額に当該各号に定める割合を乗じて得た 額とする。

(1)~(3) 略

現行

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の 基本額)

第3条 1 略

2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務 員等共済組合法(昭和37年法律第152号) 第84条第2項に規定する障害等級に該当す る程度の障害の状態にある傷病とする。以下 同じ。)又は死亡によらず、その者の都合によ り退職した者(第12条第1項各号に掲げる 者を含む。)に対する退職手当の基本額は、そ の者が次の各号に掲げる者に該当するとき は、前項の規定にかかわらず、同項の規定に より計算した額に当該各号に定める割合を乗 じて得た額とする。

(1)~(3) 略

種	別	条例	番	号	議案第95号	<u>1</u>	所	管	学校計画担当
件	井 名 尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について								
					内		容		

1 改正理由

学校の適正規模化を図り、良好な教育環境を創出することを目的として、若葉小学校と西小学校を、若草中学校と小田南中学校を統合し、わかば西小学校と小田中学校を設置するとともに、啓明中学校を大庄中学校に統合するほか、旧北難波小学校の位置に建設している新校舎完成に伴い、難波の梅小学校を移転するため条例改正を行う。

2 改正内容

(1) 若葉小学校と西小学校、若草中学校と小田南中学校、啓明中学校と大庄中学校の 統合に伴い別表中の項について削除及び追加する。

削除	追加
若葉小学校の項	わかば西小学校の項
西小学校の項	(現若葉小学校の位置)
若草中学校の項	小田中学校の項
小田南中学校の項	(現若草中学校の位置)
啓明中学校の項	

啓明中学校は大庄中学校の位置で大庄中学校と統合し、名称については大庄中学校とする。

なお、わかば西小学校及び小田中学校の位置については、西小学校及び小田南中学校に新校舎を建設予定ではあるが、当初は若葉小学校及び若草中学校を仮校舎とするため、若葉小学校及び若草中学校の位置とする。

- (2) 旧梅香小学校の位置としている難波の梅小学校の位置を、旧北難波小学校の位置に建設中の新校舎完成に伴い、旧北難波小学校の位置へ変更する。
- 3 施行期日 平成28年4月1日

尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例

<u>次三子,下二子,大子以上大</u> 改正	<u> </u>	現行							
	- 12								
名称	位置	名称	位置						
	<u> </u>		江直						
小子校	尼崎市南城内10番 地の1	である。 に崎市立明城小学校	尼崎市南城内10番 地の1						
尼崎市立難波小学校	尼崎市東難波町4丁目3番40号	尼崎市立難波小学校	尼崎市東難波町4丁						
尼崎市立難波の梅小学校	尼崎市西難波町6丁	尼崎市立難波の梅小 学校	<u>尼崎市東難波町2丁</u> <u>目14番44号</u>						
尼崎市立成徳小学校	尼崎市蓬川町302 番地の2	尼崎市立成徳小学校	尼崎市蓬川町302 番地の2						
<u>尼崎市立わかば西小</u> 学校	<u>尼崎市道意町6丁目</u> <u>6番地の3</u>	尼崎市立若葉小学校	<u>尼崎市道意町6丁目</u> <u>6番地の3</u>						
		尼崎市立西小学校	<u>尼崎市武庫川町1丁</u> <u>目25番地</u>						
尼崎市立大島小学校	尼崎市稲葉荘2丁目 10番7号	尼崎市立大島小学校	尼崎市稲葉荘2丁目 10番7号						
中学校		中学校							
尼崎市立日新中学校	尼崎市東七松町2丁目1番44号	尼崎市立日新中学校	尼崎市東七松町2丁目1番44号						
尼崎市立小田中学校	<u>尼崎市西川1丁目1</u> <u>1番1号</u>	尼崎市立小田南中学 校	尼崎市長洲中通1丁 <u>目10番1号</u>						
		尼崎市立若草中学校	尼崎市西川 1 丁目 1 1番 1号						
尼崎市立大庄中学校	尼崎市菜切山町 3 7 番地の 1	尼崎市立大庄中学校	尼崎市菜切山町 3 7 番地の 1						
尼崎市立大庄北中学 校	尼崎市大庄北1丁目8番1号	尼崎市立大庄北中学 校	尼崎市大庄北1丁目8番1号						
<u>削る</u>	<u>削る</u>	尼崎市立啓明中学校	尼崎市大庄西町4丁 目4番1号						
尼崎市立立花中学校	尼崎市上ノ島町3丁 目1番1号	尼崎市立立花中学校	尼崎市上ノ島町3丁 目1番1号						

種	別	条例	番	号	議案第96号	所	管	教育相談・特別支援担当	
件	牛 名 尼崎市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について								
					内	容			

1 改正理由

学校教育法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第244号)の施行により、障害のある児童生徒の就学先を決定する仕組み等が整備された。

この改正に伴う文部科学省からの通知において、就学指導委員会については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、教育支援委員会のような名称とすることが適当であるとされたため、当該委員会の名称変更及び就学後の教育上必要な支援について調査審議対象とするなど所要の整備を行うもの。

2 主な改正内容

第1条関係

(1) 題名の変更

当該委員会の名称を「尼崎市教育支援委員会」に改め、本条例の題名を変更する。

(2) 運営方法等

障害のある児童生徒に対する就学後の教育上必要な支援を調査審議対象とする。

3 施行期日

公布の日

改正後

現行

(設置)

第1条 心身に障害を有する児童及び生徒の学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部への適切な就学並びに当該児童及び生徒に対する就学後の教育上必要な支援に関する事項を調査審議させるため、尼崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の付属機関として、尼崎市教育支援委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 委員会は、委員16人以内で組織する。
- 2 委員は、<u>次の各号</u>に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 医師
 - (3) 校長
 - (4) 教員
 - (5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第7条第1項に規定する児童福祉施設の職員

(任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、 再任することを妨げない。
- 2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、 又は任命する場合における当該後任の委員の 任期は、前任の委員の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により 定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、そ

(設置)

第1条 心身に障害を有する児童及び生徒の<u>義</u> 務教育諸学校への適正な就学指導を行うため に必要な事項を調査審議するため、尼崎市教 育委員会(以下「教育委員会」という。)の付 属機関として、<u>尼崎市障害児就学指導委員会</u> (以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 委員会は、委員16人以内で組織する。
- 2 委員は、<u>次</u>に掲げる者のうちから教育委員 会が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 医師
 - (3) 校長及び教員
 - (4) 児童福祉施設の職員

(任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、 再任することを妨げない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により 定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、

の職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議 長となる。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員の<u>半数以上</u>が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で これを決し、可否同数のときは、委員長の決 するところによる。

(部会)

- 第7条 委員会は、その所掌事項を分掌させる ため、部会を置くことができる。
- 2 部会は、委員長が指名する委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、<u>部会長は、その</u>部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 4 第 4 条第 3 項<u>及び前 2 条</u>の規定は、部会に ついて準用する。<u>この場合において、前条第</u> 1 項中「、委員」とあるのは「、部会に属する委 員」と、同条第 2 項中「委員の」とあるのは「部 会に属する委員の」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第8条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(幹事)

- 第9条 委員会に幹事20人以内を置く。
- 2 幹事は、教員及び<u>本市関係職員</u>のうちから 教育委員会が委嘱し、又は任命する。
- 3 幹事は、委員を補佐して<u>、担任事務</u>を処理 し、又は会務に従事する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員 会の運営について必要な事項は、<u>委員長が委</u>員会に諮って定める。

その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議 長となる。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員の<u>過半数</u>が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で これを決し、可否同数のときは、委員長の決 するところによる。

(部会)

- 第7条 委員会は、その所掌事項を分掌させる ため、<u>心身の障害の種類ごとに</u>部会を置く。
- 2 部会は、委員長の指名する委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、<u>部会長は、</u>部会に属 する委員の互選により定める。
- 4 第4条第3項<u>第5条及び前条</u>の規定は、 部会について準用する。

(幹事)

- 第8条 委員会に幹事若干人を置く。
- 2 幹事は、教員及び<u>教育委員会の事務部局の</u> 職員のうちから教育委員会が委嘱し、又は任 命する。
- 3 幹事は、委員を補佐して<u>担任事務</u>を処理し、 又は会務に従事する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会 の運営について必要な事項は、<u>教育委員会が</u> 定める。

7	種	別	条例	番	号	議案第97号	所	管	学校保健課
1	件 名 尼崎市立中学校給食検討委員会条例について								
						内	容		

1 制定理由

本市が設置する中学校において給食を実施するにあたり、実施方法その他当該給食の実施に関する重要な事項を調査審議する必要があり、地方自治法第138条の4第3項の規定による付属機関として、尼崎市立中学校給食検討委員会を設置するため、条例を制定する。

2 主な制定内容

(1) 設置(第1条関係)

本市が設置する中学校における給食の実施方法その他当該給食の実施に関する 重要な事項を調査審議させるため、教育委員会の付属機関として、尼崎市立中学校 給食検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- (2) 組織(第2条関係)
 - ア 委員会は、委員11人以内で組織する。
 - イ 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
 - (ア) 学識経験者
 - (イ) 児童及び生徒の保護者の代表者
 - (ウ) 校長
 - (エ) 教員
 - (オ) 市民の代表者
 - ウ 委員は、給食の実施方法等の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
- (3) その他 (付則関係)

委員会における調査審議は平成28年度に終了し、本委員会の役割も終えることから、この条例は平成29年3月31日限り、その効力を失うものとする。

3 施行期日 公布の日

種	別	条例	番号	議案第98号	所 管	福祉課				
件	名	名 尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例の一部を改正する条例について								
				内	容					

1 改正理由

尼崎市自動車運送事業の民営化の後、障害者等特別乗車証制度については、現行制度の内容を維持することから、移譲路線及び尼崎交通事業振興㈱等が運行する路線において、引き続き特別乗車証の利用が可能となるよう本条例の一部を改正する。

また、併せて市営バスから民間バスへの制度移行期における現行の特別乗車証等の利用に係る規定の整備を行う。

2 主な改正内容

- (1) 規則で定める日(民間移譲日)から平成28年3月末日について(第1条) 移譲路線及び尼崎交通事業振興㈱等が運行する路線において、現行の特別乗車証 制度について、移譲日以前と同様の運用が可能となるよう規定の整備を行う。
- (2) 平成28年4月1日以降について(第2条) 第1種及び第2種の高齢者特別乗車証については、新たに制定する条例に基づく 制度となることから、これら高齢者特別乗車証に係る規定の削除及び、その他所要 の文言整理を行う。
- ③ 経過措置について(付則第2項から第11項)

平成27年度中に交付された第1種特別乗車証で、改正条例施行後も有効期間が 残るものについて、引き続き同様の利用が可能となるよう規定の整備を行う。

また、円滑な制度移行を図るために交付する特例第 1 種特別乗車証に係る規定の整備を行う。

3 施行期日

平成28年4月1日。

ただし、次の各号に掲げる規定については、当該各号に定める日。

- (1) 付則第11項の規定 公布の日
- (2) 第1条の規定 規則で定める日
- (3) 付則第4項から第9項までの規定 平成28年10月1日

改正後

現行

(特別乗車証による乗合自動車への乗車)

第4条 次条の規定により第1種特別乗車証 又は第4種特別乗車証の交付を受けた者 は、事業者(道路運送法(昭和26年法律 第183号)第9条第1項に規定する一般 乗合旅客自動車運送事業者で規則で定める ものをいう。以下同じ。)が定める運賃(以 下「運賃」という。)を支払わず、又は事 業者がその使用を認める乗車券(以下「乗 車券」という。)を使用せずに事業者が運 行する乗合自動車で規則で定めるもの(以 下「乗合自動車」という。)を利用するこ とができる。

- 2 次条の規定により第2種特別乗車証の交 付を受けた者(以下「第2種特別乗車証被 交付者」という。)は、110円を支払う ことにより、その他の運賃を支払わず、又 は乗車券を使用せずに乗合自動車を利用す ることができる。
- 3 第2種特別乗車証被交付者は、250円 を支払い、乗合自動車の乗務員から、その 支払と引換えに交付される証書で市長が指 定するもの(以下「1日乗車利用証」とい う。)の交付を受けることにより、その他 の運賃を支払わず、又は乗車券を使用せず

第4条 第1種特別乗車証又は第4種特別乗

(特別乗車証による乗合自動車への乗車)

車証の交付を受けた者は、尼崎市乗合自動 車乗車料条例(昭和30年尼崎市条例第1 7号。以下「乗車料条例」という。)の規 定による乗車料若しくは本市以外の一般乗 合旅客自動車運送事業者(道路運送法(昭 和26年法律第183号)第9条第1項に 規定する一般乗合旅客自動車運送事業者を いう。)で規則で定めるもの(以下「外部 事業者」という。)が定める運賃(以下「乗 <u>車料等</u>」という。)を支払わず、又は<u>乗車</u> 料条例の規定による乗車券若しくは外部事 業者がその使用を認める乗車券(以下これ らを「乗車券」という。)を使用せずに本 市の乗合自動車(外部事業者の乗合自動車 で規則で定めるもの(以下「外部乗合自動 車」という。)を含む。以下「乗合自動車」 という。) に乗車することができる。

- 2 第2種特別乗車証の交付を受けた者(以 下「第2種特別乗車証被交付者」という。) は、乗車料条例第3条第1項第1号アに定 める額の2分の1に相当する額(その額に <u>10円未満の端数があるときは、これ</u>を1 0円に切り上げる。)を支払うことにより、 その他の乗車料等を支払わず、又は乗車券 を使用せずに乗合自動車に乗車することが できる。
- 3 第2種特別乗車証被交付者は、乗車料条 例第3条第1項第2号アに定める額の2分 の1に相当する額(その額に10円未満の 端数があるときは、これを10円に切り上 げる。)を支払い、乗合自動車の乗務員か ら、その支払と引換えに交付される証書で

に当該乗合自動車を利用することができる ほか、その支払をした日において運賃を支 払わず、又は乗車券を使用せずにその他の 乗合自動車を利用することができる。

4 次条の規定により第3種特別乗車証の交 4 第3種特別乗車証の交付を受けた者は、 付を受けた者は、その介護人(規則で定め る者に限る。)とともに、運賃を支払わず、 又は乗車券を使用せずに乗合自動車を利用 することができる。

(交付対象者)

- 第5条 次の各号に掲げる者は、当該各号に 定める特別乗車証の交付を受けることがで きる。ただし、規則で定める者については、 この限りでない。
 - (1) 高齢者 第1種特別乗車証又は第2種 特別乗車証
 - (2) 身体障害者、知的障害者又は精神障害 者(以下「身体障害者等」という。)で、 その障害の程度が重度である者として規 則で定めるもの 第3種特別乗車証
 - (3) 身体障害者等及び原子爆弾被爆者 第 4種特別乗車証

削る

(交付の申請等)

第6条 前条の規定により特別乗車証の交付 を受けようとする者は、規則で定めるところ により、市長に申請しなければならない。

(提示義務)

市長が指定するもの(以下「1日乗車利用 証」という。)の交付を受けることにより、 その他の乗車料等を支払わず、又は乗車券 を使用せずに当該乗合自動車に乗車するこ とができるほか、その支払をした日におい て乗車料等を支払わず、又は乗車券を使用 せずにその他の乗合自動車に乗車すること ができる。

その介護人(規則で定める者に限る。)と ともに、乗車料等を支払わず、又は乗車券 を使用せずに乗合自動車に乗車することが できる。

(交付対象者)

- 第5条 次の各号に掲げる者は、この条例の 規定により、当該各号に定める特別乗車証 の交付を受けることができる。
 - (1) 高齢者 第1種特別乗車証又は第2種 特別乗車証
 - (2) 身体障害者、知的障害者又は精神障害 者(以下「身体障害者等」という。)で、 その障害の程度が重度である者として規 則で定めるもの 第3種特別乗車証
 - (3) 身体障害者等及び原子爆弾被爆者 第 4 種特別乗車証
- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める 者は、この条例の規定による特別乗車証の 交付を受けることができない。

(交付の申請等)

第6条 特別乗車証の交付を受けようとする 者は、規則で定めるところにより、市長に申 請しなければならない。

(提示義務)

第7条 第5条の規定により特別乗車証の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)は、その交付を受けた特別乗車証を使用して乗合自動車を利用するときは、当該乗合自動車の乗務員に当該特別乗車証を提示しなければならない。当該乗合自動車の乗務員から特別乗車証の提示を求められたときも、同様とする。

2 1日乗車利用証の交付を受けた第2種特別乗車証被交付者は、当該1日乗車利用証 <u>を使用して</u>乗合自動車<u>を利用するときは、</u> 当該乗合自動車の乗務員にその第2種特別 乗車証及び1日乗車利用証(以下「第2種 特別乗車証等」という。)を提示しなけれ ばならない。当該乗合自動車の乗務員から 第2種特別乗車証等の提示を求められたと きも、同様とする。

(特別乗車証等の返還)

- 第10条 被交付者は、第5条の規定により 特別乗車証の交付を受けることができる者 でなくなった場合その他規則で定める場合 は、速やかに、その<u>保有する</u>特別乗車証を 市長に返還しなければならない。
- 2 市長は、第8条の規定に違反した者、偽 りその他不正の手段により特別乗車証若し くは1日乗車利用証(以下「特別乗車証等」

- 第7条 特別乗車証の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)は、その交付を受けた特別乗車証により、乗合自動車(外部乗合自動車のうち規則で定めるもの(以下「特定外部乗合自動車」という。)を除く。以下この条において同じ。)に乗車しようとするときは当該乗合自動車の乗務員に、特定外部乗合自動車に乗車して、当該特定外部乗合自動車の乗務員に当該特定外部乗合自動車の乗務員に当該特定外部乗合自動車の乗務員に当該特別乗車証を提示しなければならない。当該乗合自動車又は特定外部乗合自動車の乗務員から特別乗車証の提示を求められたときも、同様とする。
- 2 1日乗車利用証の交付を受けた第2種特別乗車証被交付者は、当該1日乗車利用証により、乗合自動車に乗車しようとするときは当該乗合自動車の乗務員に、特定外部乗合自動車から降車しようとするときは当該特定外部乗合自動車の乗務員にその第2種特別乗車証等」という。)を提示しなければならない。当該乗合自動車又は特定外部乗合自動車の乗務員から第2種特別乗車証等の提示を求められたときも、同様とする。

(特別乗車証等の返還)

- 第10条 被交付者は、<u>第5条第1項各号に</u> <u>掲げる</u>者でなくなった場合その他規則で定 める場合は、速やかに、その<u>交付を受けた</u> 特別乗車証を市長に返還しなければならな い。
- 2 市長は、第8条の規定に違反した者、偽 りその他不正の手段により特別乗車証若し くは1日乗車利用証(以下「特別乗車証等」

という。)の交付を受けた者又は特別乗車 証等を不正に使用した者に対し、<u>その保有</u> する特別乗車証等の返還を求めることがで きる。 という。)の交付を受けた者又は特別乗車 証等を不正に使用した者に対し、<u>これらの</u> 特別乗車証等の返還を求めることができ る。 改正後

現行

(この条例の目的)

第1条 この条例は、身体障害者、知的障害 第1条 この条例は、高齢者、身体障害者、 者、精神障害者及び原子爆弾被爆者に対し、 乗合自動車特別乗車証(以下「特別乗車証」 という。)を交付することにより、これら の者の社会参加を支援し、もってその福祉 の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げ る用語の意義は、当該各号に定めるところ による。

(削る)

- (1) 身体障害者 身体障害者福祉法(昭和 24年法律第283号)第15条第4項 の規定による身体障害者手帳の交付を受 けている者のうちその障害の程度が身体 障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生 省令第15号)別表第5号に掲げる1級 から4級までのいずれかに該当する旨の 記載がある者で、市内に居住するものを いう。
- (2) 知的障害者 兵庫県知事から療育手帳 (児童福祉法(昭和22年法律第164 号)第12条第1項に規定する児童相談 所又は知的障害者福祉法(昭和35年法 律第37号)第9条第6項に規定する知 的障害者更生相談所において知的障害が あると判定された者に対して支給される 手帳で、その者の障害の程度その他の事 項の記載があるものをいう。)の交付を 受けている者その他知的障害があると認 められる者として規則で定める者で、市

(この条例の目的)

知的障害者、精神障害者及び原子爆弾被爆 者に対し、乗合自動車特別乗車証(以下「特 別乗車証」という。)を交付することによ り、これらの者の社会参加を支援し、もっ てその福祉の増進を図ることを目的とす る。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げ る用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 高齢者 70歳に達する日の翌日の属 する月の初日以後にある者で、引き続き 1年以上市内に居住するものをいう。
 - (2) 身体障害者 身体障害者福祉法(昭和 24年法律第283号)第15条第4項 の規定による身体障害者手帳の交付を受 けている者のうちその障害の程度が身体 障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生 省令第15号)別表第5号に掲げる1級 から4級までのいずれかに該当する旨の 記載がある者で、市内に居住するものを いう。
 - (3) 知的障害者 兵庫県知事から療育手帳 (児童福祉法(昭和22年法律第164 号)第12条第1項に規定する児童相談 所又は知的障害者福祉法(昭和35年法 律第37号)第9条第6項に規定する知 的障害者更生相談所において知的障害が あると判定された者に対して支給される 手帳で、その者の障害の程度その他の事 項の記載があるものをいう。)の交付を 受けている者その他知的障害があると認 められる者として規則で定める者で、市

内に居住するものをいう。

- (3) 精神障害者 精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律(昭和25年法律第1 23号)第45条第2項の規定による精 神障害者保健福祉手帳の交付を受けてい る者で、市内に居住するものをいう。
- (4) 原子爆弾被爆者 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条第3項の規定による被爆者健康手帳の交付を受けている者で、市内に居住するものをいう。

(種類)

第3条 特別乗車証の種類は、単独用特別乗車証及び介護人付特別乗車証とする。

(特別乗車証による乗合自動車への乗車)

第4条 次条の規定により<u>単独用特別乗車証</u>の交付を受けた者は、事業者(道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者で規則で定めるものをいう。以下同じ。)が定める運賃(以下「運賃」という。)を支払わず、又は事業者がその使用を認める乗車券(以下「乗車券」という。)を使用せずに事業者の乗合自動車で規則で定めるもの(以下「乗合自動車」という。)を利用することができる。

削る

削る

内に居住するものをいう。

- (4) 精神障害者 精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、市内に居住するものをいう。
- (5) 原子爆弾被爆者 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条第3項の規定による被爆者健康手帳の交付を受けている者で、市内に居住するものをいう。

(種類)

第3条 特別乗車証の種類は、第1種特別乗車証、第2種特別乗車証、第3種特別乗車 証及び第4種特別乗車証とする。

(特別乗車証による乗合自動車への乗車)

- 第4条 次条の規定により第1種特別乗車証 又は第4種特別乗車証の交付を受けた者 は、事業者(道路運送法(昭和26年法律 第183号)第9条第1項に規定する一般 乗合旅客自動車運送事業者で規則で定める ものをいう。以下同じ。)が定める運賃(以下「運賃」という。)を支払わず、又は事 業者がその使用を認める乗車券(以下「乗 車券」という。)を使用せずに事業者の乗 合自動車で規則で定めるもの(以下「乗合 自動車」という。)を利用することができ る。
- 2 次条の規定により第2種特別乗車証の交付を受けた者(以下「第2種特別乗車証被交付者」という。)は、110円を支払うことにより、その他の運賃を支払わず、又は乗車券を使用せずに乗合自動車を利用することができる。
- 3 第2種特別乗車証被交付者は、250円 を支払い、乗合自動車の乗務員から、その

2 次条の規定により<u>介護人付特別乗車証</u>の 交付を受けた者は、その介護人(規則で定 める者に限る。)とともに、運賃を支払わ ず、又は乗車券を使用せずに乗合自動車を 利用することができる。

(交付対象者)

- 第5条 次に掲げる者は、<u>当該号</u>に定める特別乗車証の交付を受けることができる。ただし、規則で定める者については、この限りでない。
 - (1) 身体障害者、知的障害者、精神障害者 及び原子爆弾被爆者 単独用特別乗車証
 - (2) 身体障害者、知的障害者又は精神障害 者で、その障害の程度が重度である者と して規則で定めるもの 介護人付特別乗 車証

(交付の申請)

第6条 前条の規定により特別乗車証の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。 ただし、規則で定める者については、この限りでない。

<u>削る</u>

支払と引換えに交付される証書で市長が指定するもの(以下「1日乗車利用証」という。)の交付を受けることにより、その他の運賃を支払わず、又は乗車券を使用せずに当該乗合自動車を利用することができるほか、その支払をした日において運賃を支払わず、又は乗車券を使用せずにその他の乗合自動車を利用することができる。

4 次条の規定により第3種特別乗車証の交付を受けた者は、その介護人(規則で定める者に限る。)とともに、運賃を支払わず、又は乗車券を使用せずに乗合自動車を利用することができる。

(交付対象者)

- 第5条 次<u>の各号</u>に掲げる者は、<u>当該各号</u>に 定める特別乗車証の交付を受けることがで きる。ただし、規則で定める者については、 この限りでない。
 - (1) 高齢者 第 1 種特別乗車証又は第 2 種 特別乗車証
 - (2) 身体障害者、知的障害者又は精神障害 者(以下「身体障害者等」という。)で、 その障害の程度が重度である者として規 則で定めるもの 第3種特別乗車証
 - (3) 身体障害者等及び原子爆弾被爆者 第 4種特別乗車証

(交付の申請等)

- 第6条 前条の規定により特別乗車証の交付 を受けようとする者は、規則で定めるとこ るにより、市長に申請しなければならない。
- 2 前項の規定により第 1 種特別乗車証の交付を申請した高齢者は、その交付を受ける際、利用者負担金として、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額交

付される第 1 種特別乗車証の有効期間が 1 年に満たない場合にあっては、当該各号に 定める額の範囲内で規則で定める額)を支 払わなければならない。

- (1) 尼崎市介護保険条例(平成12年尼崎 市条例第22号。以下「介護保険条例」 という。)第4条第1号に掲げる者 4, 500円
- (2) 介護保険条例第4条第2号及び第3号 に掲げる者 7,500円
- (3) 前 2 号に掲げる者以外の者 1 5,0 0 0 円
- 3 前項各号に掲げる者の区分は、第1種特別乗車証の有効期間の初日の属する年度 (当該初日が規則で定める期間内にある場合は、当該年度の前年度)分の本市の介護保険の保険料の賦課期日における当該保険料に係る区分によるものとする。

<u>削る</u>

(提示義務)

第7条 第5条の規定により特別乗車証の交付を受けた者(以下「被交付者」という。) は、その交付を受けた特別乗車証を使用して乗合自動車を利用するときは、当該乗合自動車の乗務員に当該特別乗車証を提示しなければならない。当該乗合自動車の乗務員から特別乗車証の提示を求められたときも、同様とする。

<u>削る</u>

(提示義務)

- 第7条 第5条の規定により特別乗車証の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)は、その交付を受けた特別乗車証を使用して乗合自動車を利用するときは、当該乗合自動車の乗務員に当該特別乗車証を提示しなければならない。当該乗合自動車の乗務員から特別乗車証の提示を求められたときも、同様とする。
- 2 1日乗車利用証の交付を受けた第2種特別乗車証被交付者は、当該1日乗車利用証を使用して乗合自動車を利用するときは、当該乗合自動車の乗務員にその第2種特別乗車証及び1日乗車利用証(以下「第2種特別乗車証等」という。)を提示しなければならない。当該乗合自動車の乗務員から第2種特別乗車証等の提示を求められたときも、同様とする。

(譲渡等の禁止)

第8条 被交付者は、その交付を受けた特別 乗車証を他人に譲渡し、若しくは貸与し、 又は担保に供してはならない。

(届出)

第9条 被交付者は、<u>氏名又は住所</u>を変更した場合その他規則で定める場合は、規則で定めるところにより、速やかに<u>、その旨</u>を市長に届け出なければならない。

(特別乗車証の返還)

- 第10条 被交付者は、第5条の規定により 特別乗車証の交付を受けることが<u>できる者</u> (以下「交付対象者」という。)でなくなった場合その他規則で定める場合は、速やかに、その保有する特別乗車証を市長に返還しなければならない。
- 2 市長は、第8条の規定に違反し、偽りその他不正の手段により特別乗車証の交付を受け、若しくは特別乗車証を不正に使用し、若しくは使用させた者又は被交付者のうちに交付対象者でなくなった者があるときは、これらの者に対し、その保有する特別乗車証の返還を求めることができる。

(削る)

(譲渡等の禁止)

第8条 被交付者は、その交付を受けた特別 乗車証(第2種特別乗車証被交付者が1日 乗車利用証の交付を受けた場合にあって は、当該1日乗車利用証を含む。) に譲渡し、若しくは貸与し、又は担保に供 してはならない。

(届出)

第9条 被交付者は、<u>氏名</u>を変更した場合その他規則で定める場合は、規則で定めるところにより、速やかに<u>その旨</u>を市長に届け出なければならない。

(特別乗車証等の返還)

- 第10条 被交付者は、第5条の規定により 特別乗車証の交付を受けることができる者 でなくなった場合その他規則で定める場合 は、速やかに、その保有する特別乗車証を 市長に返還しなければならない。
- 2 市長は、第8条の規定に違反した者、偽 リその他不正の手段により特別乗車証若し くは1日乗車利用証(以下「特別乗車証等」 という。)の交付を受けた者又は特別乗車 証等を不正に使用した者に対し、その保有 する特別乗車証等の返還を求めることがで きる。

(利用者負担金の払戻し)

第11条 市長は、第1種特別乗車証が返還 されたときは、前条第2項の規定による返 還の求めに応じて返還された場合その他規 則で定める場合を除き、第6条第2項の規 定により支払われた利用者負担金のうち規 則で定める額を払い戻すものとする。

(委任)

(委任)

- 第11条 この条例に定めるもののほか、こ $\frac{第12条}{}$ この条例に定めるもののほか、こ の条例の施行について必要な事項は、規則 で定める。
 - の条例の施行について必要な事項は、規則 で定める。

尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例(付則)	
改正後	現行
付 則	
(施行期日)	
1 この条例は、平成28年4月1日から施	
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、	
当該各号に定める日から施行する。	
(1) 付則第11項の規定 公布の日	
(2) 第1条の規定 規則で定める日	
(3) 付則第4項から第9項までの規定 平	
成28年10月1日	
(経過措置)	
2 この条例の施行の際現に第2条の規定に	
よる改正前の尼崎市乗合自動車特別乗車証	
交付条例(以下「改正前の条例」という。)	
第5条の規定により改正前の条例第3条第	
1項に規定する第1種特別乗車証(その有	
効期間の末日がこの条例の施行の日(以下	
「施行日」という。)以後であるものに限	
る。以下「旧第1種特別乗車証」という。)	
の交付を受けている高齢者(改正前の条例	
第2条第1号に規定する高齢者をいう。以	
下同じ。)については、同号、改正前の条	
例第3条、第4条第1項、第5条、第7条	
第1項及び第8条から第12条までの規定	
は、当該有効期間の末日までの間は、なお	
その効力を有する。この場合において、必	
要な技術的読替えは、規則で定める。	
3 施行日前に改正前の条例第5条の規定に	
より交付された改正前の条例第3条第1項	
に規定する第2種特別乗車証(その有効期	
間の末日が施行日以後であるものに限る。) は、施行日限り、その効力を失う。	
は、施行日限り、その効力を失う。 (特例第1種特別乗車証の交付等)	
(特別第「種特別来単証の交刊等) 4 改正前の条例第5条の規定により旧第1	
4	
規則で定める要件を備えるものは、特例第	
規則で定める安任を備えるものは、特例第 1種特別乗車証の交付を受けることができ	

る。

- 5 特例第1種特別乗車証の有効期間は、規 則で定める。
- 6 付則第4項の規定により特例第1種特別 乗車証の交付を受けようとする者は、規則 で定めるところにより、市長に申請しなけ ればならない。
- 7 前項の規定により特例第1種特別乗車証の交付を申請した者は、その交付を受ける際、規則で定める本市の介護保険の保険料及びその有効期間の区分に応じ、6,250円の範囲内で規則で定める額(以下「利用者負担額」という。)を支払わなければならない。
- 8 市長は、特例第1種特別乗車証が返還されたときは、次項において読み替えて準用する第2条の規定による改正後の尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例(以下「改正後の条例」という。)第10条第2項の規定による返還の求めに応じて返還された場合その他規則で定める場合を除き、前項の規定により支払われた利用者負担額のうち規則で定める額を払い戻すものとする。
- 9 改正後の条例第4条第1項及び第7条から第10条までの規定は、特例第1種特別 乗車証について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。 (準備行為)
- 10 特例第1種特別乗車証の交付の手続及 び付則第7項の規定による利用者負担額の 支払は、付則第1項第3号に掲げる規定の 施行前においても行うことができる。

(委任)

11 付則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

種	別	条例	番	号	議案第99号	所	管	福祉課
件	名	尼崎市高齢者類	自	動耳	車運賃助成条例につ	いいて	5	
					内	容		

1 制定理由

尼崎市自動車運送事業の民営化の後、高齢者特別乗車証制度については、現行制度のサービス水準を維持するとともに、利用者にとってより利便性の高いものとするため、これまでの市独自の乗車証を交付する制度から、高齢者の乗合自動車の利用に対し、運賃の一部を助成する制度として実施していくことから、新たに条例を制定する。

2 主な制定内容

(1) 受給資格者

市内に引き続き1年以上居住する70歳以上の者

(2) 助成額

ア 定期乗車券の購入に係る助成

次に掲げる所得区分に応じて、定期乗車券の購入に係る助成を行う。

X	分	1 3	年定期	6ヶ	月定期
低所	得	35,500円	(4,500円)	17,750円	(3,250円)
低所	得	32,500円	(7,500円)	16,250円	(4,750円)
_	般	25,000円	(15,000円)	12,500円	(8,500円)

()内は利用者負担額・6ヶ月定期の助成額は規則で定めるもの。

イ 1回乗車に係る助成

受給資格者が乗合自動車を普通乗車で利用する場合、乗降のどちらかが市内の場合に限り、当該利用区間の普通運賃額に対して、100円を助成する。

ウ 1日乗車券の購入に係る助成

受給資格者が1日乗車券を購入する場合、当該1日乗車券の販売価格の2分の1に相当する額を助成する。

- (3) 定期助成券等の使用について
 - ア 受給資格者は、市長が交付する定期助成券を定期乗車券の販売場所で使用することで定期乗車券の購入に係る助成を受けることができる。
 - イ 受給資格者は、市長が交付する乗車払いカードを使用して、乗合自動車を利用 することで、1回乗車及び1日乗車券の購入に係る助成を受けることができる。

3 施行期日

平成28年4月1日。ただし、経過措置の規定については公布の日。

種	別	条例	番	号	議案第1	0 0号	所	管	障害福祉課
件	名	尼崎市特定随意	製約	〕締糸	吉事業者選	定委員会	会条例	列にて	りいて
					内		容		

1 制定理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、本市が随意契約の方法により締結する契約の相手方となるべき事業者を適正かつ公平に選定するにあたり、地方自治法第138条の4第3項の規定による付属機関として、尼崎市特定随意契約締結事業者選定委員会を設置するため、条例を制定する。

2 主な制定内容

(1) 設置(第1条関係)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により本市が随意契約の方法により締結する契約(同号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター若しくは小規模作業所又は同号に規定する障害福祉サービス事業(生活介護、就労移行又は就労継続支援に限る。)を行う施設の設置者が行う役務の提供に係る契約に限る。)の相手方となるべき事業者の選定に関する事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市特定随意契約締結事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(2) 組織(第2条関係)

ア 委員会は、委員5人以内で組織する。

イ 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 施行期日

公布の日

種	別	条例	番号	議案第	፤ 1 0 1 ፣	号 所	管	生活衛生課
件	名	尼崎市食品衛生	こに関す	「る条例の)一部を	改正す	る条件	列について
				内		容		

1 改正理由

本市では食品衛生法第50条第2項の規定に基づき、本条例において、営業施設の公衆衛生上講ずべき措置の基準(以下「管理運営基準」という。)を定めているところである。

この管理運営基準は、厚生労働省から示されている「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」(以下「ガイドライン」という。)に準拠しているものであるが、今般、ガイドラインが改正されたため、本市においても、より一層の食品の安全確保を図る観点から、ガイドラインの改正に準じて所要の整備を行うもの。

2 主な改正内容

- (1) 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の基準を導入する。 製品の自主検査により衛生管理を行う従来の基準に加え、危害分析・重要管理点 方式を用いる場合の基準を新設する。
- (2) ノロウイルスによる食中毒防止対策に係る措置の規定を設ける。
- (3) 健康被害につながるおそれが否定できない苦情の市長への報告の規定を設ける。

3 施行期日

平成28年1月1日

尼崎市食品衛生に関する条例

改正後

(公衆衛生上講ずべき措置の基準)

- 第4条 法第50条第2項の条例で定める必要 な基準は、次に掲げる区分に応じ、当該号に定 める表のとおりとする。
 - (1) 危害分析・重要管理点方式(食品の安全性 を確保する上で、危害の原因となる物質及 び当該危害が発生するおそれがある工程で 重要なものの特定、評価及び管理を行う衛 生管理の方式をいう。)を用いて衛生管理 を行う場合 別表第1
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 別表第2

2~3 略

第5条 営業者は、食品等の取扱いに従事する者 (以下「従事者」という。)のうちから食品衛 生責任者(<u>別表第1第12項第1号</u>に規定する 食品衛生責任者をいう。以下この条において同 じ。)を定めたときは、規則で定めるところに より、その旨を市長に届け出なければならな い。食品衛生責任者を変更し、又は解任したと きも、同様とする。

別表第1

- 1 一(1) 日常点検を含む衛生管理を計画的に 般事 実施すること。
- 項 (2) 施設、設備及び機械器具類の構造及び材質並びに取り扱う食品、添加物、器具及び容器包装(以下「食品等」という。)の特性を考慮し、施設、設備及び機械器具類の適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じてその方法を記載した手順書を作成すること。
 - (3) 食品等の取扱量は、施設、設備等の 規模及び能力に見合う量とすること。
- 2施(1)施設及びその周辺は、定期的に清掃設のし、常に清潔に保つこと。
 - 管 理(2) <u>製造場、加工場、調理場、</u>処理場等

現行

(公衆衛生上講ずべき措置の基準)

第4条 法第50条第2項の条例で定める必要 な基準は、別表のとおりとする。

2~3 略

第5条 営業者は、食品等の取扱いに従事する者 (以下「従事者」という。)のうちから食品衛 生責任者(別表第10項第1号に規定する食品 衛生責任者をいう。以下この条において同じ。) を定めたときは、規則で定めるところにより、 その旨を市長に届け出なければならない。食品 衛生責任者を変更し、又は解任したときも、同 様とする。

別表

頂

- 1 一(1) 日常点検を含む衛生管理を計画的に 般事 実施すること。
 - (2) 施設、設備及び機械器具類の構造及び材質並びに取り扱う食品、添加物、器具及び容器包装(以下「食品等」という。)の特性を考慮し、施設、設備及び機械器具類の適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じてその方法を記載した手順書を作成すること。
 - (3) 食品等の取扱量は、施設、設備等の 規模及び能力に見合う量とすること。
- 2 施(1) 施設及びその周辺は、定期的に清掃 設 の し、常に清潔に保つこと。
 - 管理(2) 調理場、製造場、加工場、処理場等

- (以下「作業場」という。)には、不必要な物品を置<u>かず</u>、又は動物を入れないこと。
- (3) 作業場内には、従事者以外の者を立ち入らせないこと。ただし、従事者以外の者の立入りにより食品等の汚染のおそれがないと認められるときは、この限りでない。
- (4) 作業場の採光又は照明及び換気又は 通風を十分に行い、適正な温度及び湿 度で管理すること。
- (5) 適正な排水機能を維持するため、排水溝、沈殿槽等の清掃及び補修を行うこと。
- (6) 作業場において年2回以上ねずみ、 昆虫等の駆除作業を実施し、その実施 記録を1年間保存すること。ただし、 1年間を通じてねずみ、昆虫等の侵入 及び発生を確実に防止するために必 要な措置を講じたときは、この限りで ない。
- (7) 殺そ剤又は殺虫剤を使用するときは、食品等を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。
- (8) 作業場の窓、出入口等は、開放しないこと。ただし、ほこり、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する<u>ために必要な</u>措置を講じたときは、この限りでない。
- (9) 便所は、定期的に清掃、殺虫及び消毒をし、常に清潔に保つこと。
- (10) 従事者の手洗設備は、常に清潔に保ち、手指の消毒、洗浄等に適当な消毒液等を備えて、これを常時使用することができる状態にしておくこと。
- 3 機(1) 機械器具類は、使用目的に応じて区 械 器 分して使用すること。

- (以下「作業場」という。)には、不必要な物品を置き、又は動物を入れないこと。
- (3) 作業場内には、従事者以外の者を立ち入らせないこと。ただし、従事者以外の者の立入りにより食品等の汚染のおそれがないと認められるときは、この限りでない。
- (4) 作業場の採光又は照明及び換気又は 通風を十分に行い、適正な温度及び湿 度で管理すること。
- (5) 適正な排水機能を維持するため、排水溝、沈殿槽等の清掃及び補修を行うこと。
- (6) 年2回以上ねずみ、衛生害虫等の駆除作業を実施し、その実施記録を1年間保存すること。
- (7) 殺そ剤又は殺虫剤を使用するときは、食品等を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。
- (8) 作業場の窓、出入口等は、開放しないこと。ただし、ほこり、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講じたときは、この限りでない。
- (9) 便所は、定期的に清掃、殺虫及び消毒をし、常に清潔に保つこと。
- (10) 従事者の手洗設備は、常に清潔に保ち、手指の消毒、洗浄等に適当な消毒液等を備えて、これを常時使用することができる状態にしておくこと。
- 3 機(1) 機械器具類は、使用目的に応じて区 械器 分して使用すること。

の管 理

- 具 類(2) 食品等に直接接触する機械器具類の 使用後は、これを洗浄し、必要に応じ て熱湯、蒸気、消毒剤、殺菌剤等で消 毒又は殺菌をし、常に清潔に保つこ یے
 - (3) 機械器具類の洗浄、消毒又は殺菌に 使用する洗浄剤、消毒剤又は殺菌剤 (以下「洗浄剤等」という。)は、食 品等を汚染しないよう保管するなど その取扱いに十分注意すること。
 - |(4) 洗浄剤等を使用するときは、使用目 的に沿う適正な洗浄剤等を適正な濃 度で使用し、その使用後において洗浄 **剤等が機械器具類に残存しないよう** にすること。
 - (5) 機械器具類は、常に点検し、故障、 破損等があるときは、速やかに、補修 し、常に適正に使用することができる よう整備しておくこと。
 - (6) 機械器具類及び分解した機械器具類 の部品は、それぞれ所定の場所に衛生 的に保管すること。
 - (7) 重量、容量、温度、圧力等の計量器 は、その機能を定期的に点検し、その 結果を記録すること。
 - (8) 冷凍、冷蔵、冷却、熱蔵又は加熱の 温度及び時間並びに放射線照射の線 量及び時間は、常に適正に設定するこ
 - (9) 施設、設備等の清掃用器材は、その 目的に応じて区分して使用し、所定の 場所に保管すること。

用す る水 の管 理

使(1) 施設で使用する水(食品等の製造、 加工<u>若しくは</u>調理<u>又は</u>食品に直接接 触する機械器具類若しくは従事者の 手指の洗浄に使用するものに限る。以 下同じ。)は、飲用に適する水(食品、 添加物等の規格基準(昭和34年厚生

の管 理

- 具 類(2) 食品等に直接接触する機械器具類の 使用後は、これを洗浄し、必要に応じ て熱湯、蒸気、消毒剤、殺菌剤等で消 毒又は殺菌をし、常に清潔に保つこ と。
 - (3) 機械器具類の洗浄、消毒又は殺菌に 使用する洗浄剤、消毒剤又は殺菌剤 (以下「洗浄剤等」という。)は、食 品等を汚染しないよう保管するなど その取扱いに十分注意すること。
 - (4) 洗浄剤等を使用するときは、使用目 的に沿う適正な洗浄剤等を適正な濃 度で使用し、その使用後において洗浄 剤等が機械器具類に残存しないよう にすること。
 - (5) 機械器具類は、常に点検し、故障、 破損等があるときは速やかに補修し、 常に適正に使用することができるよ う整備しておくこと。
 - (6) 機械器具類及び分解した機械器具類 の部品は、それぞれ所定の場所に衛生 的に保管すること。
 - (7) 重量、容量、温度、圧力等の計量器 は、その機能を定期的に点検し、その 結果を記録すること。
 - (8) 冷凍、冷蔵、冷却、熱蔵又は加熱の 温度及び時間並びに放射線照射の線 量及び時間は、常に適正に設定するこ
 - (9) 施設、設備等の清掃用器材は、その 目的に応じて区分して使用し、所定の 場所に保管すること。
- 使(1) 施設で使用する水(食品の製造、加 用す 工及び調理並びに食品に直接接触す る水 る機械器具類及び従事者の手指の洗 の管 浄に使用するものに限る。以下同じ。] は、飲用に適する水(食品、添加物等 理 の規格基準(昭和34年厚生省告示第

省告示第370号》に定める飲用適の水をいう。以下同じ。)であること。ただし、法第11条第1項の規定により施設で使用する水の基準(以下「使用水基準」という。)が定められている場合において、使用水基準に適合した水を使用するときは、この限りでない。

- (2) 水道法(昭和32年法律第177号) 第3条第1項に規定する水道又は特 設水道条例(昭和39年兵庫県条例第62号)第2条第1項に規定する特設 水道により供給される水(以下「水道 水」という。)以外の水を施設で使用 する場合は、年1回以上水質検査を行 い、当該検査の結果が記録された成績 書を1年間保存すること。
- (3) 前号の水質検査により施設で使用する水が飲用に適する水若しくは使用水基準に適合した水でないことが判明したとき又は災害等により施設で使用する水の水源等が汚染された可能性があるときは、直ちに、その旨を市長に報告し、市長が指示する措置を適切に講ずること。
- (4) 水道水以外の水を施設で使用する場合は、除菌又は殺菌のための装置及び 浄水装置の機能を定期的に点検する こと。
- (5) 貯水槽を使用する場合は、これを定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。
- 5 廃(1) 廃棄物の保管及び処理は、適正に行 棄物 うこと。
 - の 取② 廃棄物の容器は、汚液及び汚臭が漏扱 い れないよう常に清潔に保つこと。
 - (3) 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に 悪影響を及ぼさないよう適切に管理 すること。

370号)に定める飲用適の水をい う。以下同じ。)であること。ただし、 法第11条第1項の規定により施設 で使用する水の基準(以下「使用水基 準」という。)が定められている場合 において、使用水基準に適合した水を 使用するときは、この限りでない。

- (2) 水道法(昭和32年法律第177号) 第3条第1項に規定する水道又は特 設水道条例(昭和39年兵庫県条例第62号)第2条第1項に規定する特設 水道により供給される水(以下「水道 水」という。)以外の水を施設で使用 する場合は、年1回以上水質検査を行 い、当該検査の結果が記録された成績 書を1年間保存すること。
- (3) 前号の水質検査により施設で使用する水が飲用に適する水若しくは使用水基準に適合した水でないことが判明したとき又は不慮の災害等により施設で使用する水の水源等が汚染されたおそれがあるときは、直ちに市長の指示を受け、適切な措置を講ずること。
- (4) 水道水以外の水を施設で使用する場合は、除菌又は殺菌のための装置及び 浄水装置の機能を定期的に点検する こと。
- (5) 貯水槽を使用する場合は、これを定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。
- 5 廃(1) 廃棄物の保管及び処理は、適正に行 棄物 うこと。
 - の 取(2) 廃棄物の容器は、汚液及び汚臭が漏扱 い れないよう常に清潔に保つこと。
 - (3) 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に 悪影響を及ぼさないよう適切に管理 すること。

6 衛 次項各号及び第8項各号に掲げる基準	
生 管並びに第13項第4号及び第5号に掲げ	
理 をる基準に基づく衛生管理を行わせるた	
実 施め、法第48条第1項の規定により置か	
す るれる食品衛生管理者、第12項第1号に	
班 の規定する食品衛生責任者その他食品等に	
編 成 ついて専門的な知識及び技術を有する者	
等により構成される班を編成すること。	
7 製1) 食品等の製品について、その原材料	
品 説 等の組成、物理的及び化学的な性質	
明書 (水分活性、水素イオン濃度等をい	
及びう。)、殺菌処理又は静菌処理(加熱、	
製 造 凍結、加塩、薫煙等を行うことをい	
工程 う。)の状況、包装の方法、消費期限	
一 覧 又は賞味期限、保管条件、流通方法、	
図 の 使用方法、想定される消費者その他の	
作成 食品衛生上の危害の分析に必要な事	
項を記載した製品説明書を作成する	
<u>こと。</u>	
② 食品等の製品に係る製造等の工程	
(以下「製造工程」という。)が全て	
記載された図面(以下「製造工程一覧	
図」という。)を作成すること。	
③ 製造工程一覧図について、実際の製	
造工程及び施設内の設備の配置が適	
切に反映されているかどうかを適宜	
確認し、適切に反映されていない箇所	
があると認めるときは、当該箇所を修	
正すること。	
8 食(1) 食品等の製品に係る各製造工程にお	6 食(1) 食品等の仕入れに当たっては、品質、
品 等 いて、食品衛生上の危害を発生させる	品 等 鮮度、表示等について点検すること。
の 取 原因となる物質(以下「危害原因物質」	の 取(2) 原材料として使用する食品は、消費
扱 い という。)を全て特定するとともに、	扱い 期限内であるもの等食用に適した品
当該危害原因物質による食品衛生上	質のものを選択し、必要に応じて前処
の危害の発生を防止するために必要	理を行った後、加工に供すること。
な措置(以下「管理措置」という。)	③ 食品等の製造、加工、調理、貯蔵、
を定め、当該危害原因物質及び当該管	運搬、陳列等に際しては、適正な温度、
理措置を記載した書類(以下「危害要	時間及び方法で衛生的に管理するこ

- 因リスト」という。)を作成すること。
- (2) 危害要因リストに基づき、製造工程 のうち特に管理措置の実施状況を連 続的に又は相当の頻度で確認することを要すると認める工程(以下「重要 管理点」という。)を定めること。た だし、重要管理点を定めない理由を記 載した書類を作成し、これを保管する 場合は、この限りでない。
- (3) 重要管理点における管理措置について、危害原因物質による食品衛生上の 危害を発生させない程度まで当該危 害原因物質を低減させ、又は排除する ための基準(以下「管理基準」という。) を定めること。
- (4) 管理基準は、管理措置の内容に応じ、 温度、時間、水分含量、水分活性、水 素イオン濃度、有効塩素等の測定可能 な指標及び食品等の外観、食感等の官 能的指標のうち適切な指標で表され たものでなければならない。
- (5) 管理措置の管理基準への適合状況を 確認する方法を定め、適切な頻度で当 該方法により管理措置が管理基準に 適合しているかどうかを確認するこ と。
- (6) 重要管理点における管理措置が適切 に講じられていない場合に講ずべき 措置(以下「改善措置」という。)を 定め、前号の規定による確認により当 該管理措置が適切に講じられていな いと認めるときは、改善措置を適切に 講じること。
- (7) 前各号に掲げる基準に基づく衛生管理の内容が食品衛生上の危害の発生を防止するために有効かどうかを確認するため、適切な頻度で当該内容の検証を行うこと。

と。

- (4) 冷蔵庫、冷凍庫等の内部は、常に清潔に保ち、食品間又は添加物間の相互 汚染が生じないよう区分して保管すること。
- (5) 法第11条第1項の規定により成分の規格が定められている食品又は添加物を製造し、又は加工する場合は、定期的に当該食品又は添加物の規格適合に係る検査を行い、当該検査の結果が記録された成績書を1年間保存すること。
- (6) 前号の食品又は添加物以外の食品又は添加物を製造し、又は加工する場合は、必要に応じて当該食品又は添加物の検査を行い、当該検査の結果が記録された成績書を1年間保存すること。
- (7) 添加物は、所定の場所で適切に保管 し、その仕入れ及び使用の状況の記録 を1年間保存すること。
- (8) 法第11条第1項の規定により食品中の含有量の基準が定められている添加物(以下「基準が定められている添加物」という。)を使用するときは、これを正確に計量し、適正に使用すること。
- (9) 基準が定められている添加物を使用 して食品を製造し、又は加工する場合 は、定期的に当該食品中の当該基準が 定められている添加物の含有量の検 査を行い、当該検査の結果が記録され た成績書を1年間保存すること。
- (10) 法第18条第1項の規定により規格が定められている器具又は容器 包装を製造する場合は、定期的に当該器具又は容器包装の規格適合に係る検査を行い、当該検査の結果が記録された成績書を1年間保存す

	ること。
	(11) 前号の器具又は容器包装以外の器
	具又は容器包装を製造する場合は、
	必要に応じて当該器具又は容器包
	装の検査を行い、当該検査の結果が
	記録された成績書を1年間保存す
	ること。
	(12) 食品等の製品の表示を新たに付し、
	又は既に付された表示を改めると
	きは、市長の指導を受けること。
	13 食品等の製品の出荷又は販売に際
	しては、法定の表示事項について点
	検すること。
	器包装は、洗浄及び消毒が容易なも
	のを用いること。
	(15) 食品等の製造又は加工に係る製品
	及び原材料は、ロットごとに管理
	し、必要に応じてその管理の状況を
	記録するよう努めること。
	16) 飲食に起因する健康被害の発生し
	やすい食品を製造し、加工し、又は
	調理するときは、その製品から検体
	を採取し、これを一定期間保存する
	とともに、販売先等の記録を一定期
	間保存すること。
9 従 従事者に市長が指定する衛生講習会を	7 従 営業者は、従事者をして市長が指定す
事 者受講させ <u>、その他</u> 食品衛生上必要な事項	事 者る衛生講習会を受講させるなど食品衛生
の 衛に関する衛生教育を適切に実施するこ	の 衛上必要な事項に関する衛生教育を適切に
生 教と。	生 教実施すること。
育	育
1 0 (1) 市長から検便を受けるべき旨の指示	8 従(1) 市長から検便を受けるべき旨の指示
従事 があったときは、従事者に検便を受け	事 者 があったときは、従事者に検便を受け
者 等 させること。	等に させること。
に 係(2) 常に従事者の健康に注意し、従事者	係 る(2) 常に従事者の健康に注意し、従事者
る 衛 が食品 <u>等</u> を介して感染するおそれ <u>が</u>	衛 生 が食品を介して感染するおそれのあ
生 管 ある疾病にかかったときは、食品等を	管 理 る疾病にかかったときは、食品を介し
理 介して当該疾病がまん延することを	て当該疾病がまん延することを防止

- 防止するため<u>に必要</u>な措置を講ずる こと。
- (3) 従事者は、作業中、清潔な外衣を着用し、必要に応じてマスク又は帽子を 着用すること。
- (4) 作業場内の場所(便所を除く。)及 び作業場内の便所では、それぞれ専用 の履物を使用すること。
- (5) 従事者は、指輪<u>その他の</u>食品又は添加物に混入するおそれがあるものを作業場内に持ち込まないこと。
- (6) 従事者は、常に爪を短く切り、作業前、用便後及び生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱う作業の後は、十分に手指の洗浄及び消毒を行うとともに、使い捨て手袋を使用しているときは、用便後及び当該作業の後は、新しい手袋に交換すること。
- (7) 従事者は、作業場においては、所定 の場所以外で更衣、喫煙、放たん、食 事等をしないこと。
- (8) 従事者以外の者が作業場内に立ち入るときは、当該者に適切な場所で清潔な専用衣に着替えさせること等を定めた衛生管理に関する規程に従わせること。
- 1 1 施設の管理、食品等の取扱い等に係る管理衛生上の管理運営要領を作成し、従事者運営に周知徹底させるとともに、必要に応じ要領でその内容を見直すこと。
- 1 2 食品 衛生 責任
 - (1) 法第48条<u>第1項</u>の規定により食品 衛生管理者を<u>置く</u>場合を除き、施設又 はその部門ごとに、従事者のうちから 食品衛生に関する責任者(以下「食品 衛生責任者」という。)を定めること。
 - (2) 食品衛生責任者は、食品等の製造、

するため適切な措置を講ずること。

- (3) 従事者は、作業中清潔な外衣を着用し、作業場内では専用の履物を使用するとともに、必要に応じてマスク又は帽子を着用すること。
- (4) 従事者は、指輪等食品又は添加物に 混入するおそれがあるものを作業場 内に持ち込まないこと。
- (5) 従事者は、常につめを短く切り、作 業前及び用便後は、手指の洗浄及び消 毒を行うこと。
- (6) 従事者は、作業場においては、所定の場所以外で更衣、喫煙、放たん、食事等をしないこと。
- (7) 従事者以外の者が作業場内に立ち入るときは、当該者をして適切な場所で清潔な専用衣に着替えさせること等を定めた衛生管理に関する規程に従わせること。
- 管 営業者は、施設の管理、食品等の取扱理 運い等に係る衛生上の管理運営要領を作成営要し、従事者に周知徹底させるとともに、領 必要に応じてその内容を見直すこと。
- 食衛責者

1 0

- (1) 営業者は、法第48条の規定により 食品衛生管理者を定める場合を除き、 施設又はその部門ごとに、従事者のう ちから食品衛生に関する責任者(以下 「食品衛生責任者」という。)を定め ること。
- (2) 食品衛生責任者は、食品等の製造、

- 加工、調理、販売等が衛生的に行われるよう従事者の監督及び指導をすること。
- (3) 食品衛生責任者たる従事者は、営業者の指示に従い、前号の監督及び指導をすること。
- (4) 食品衛生責任者たる従事者は、食品等の製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるよう営業者に対して必要な意見を述べ、営業者は、その意見を尊重すること。
- (5) 食品衛生責任者<u>に</u>市長が指定する衛生講習会を受講させ、その他常に食品衛生に関する新しい知見を習得させること。
- 1<u>3</u> 記録
 - の作
 - 成 及
 - び 保 存

(1) 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品等の 製品について、仕入れの状況、製造、加工等の<u>状態</u>、出荷先又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、これを保存するよう努めること。

- (2) 前号の記録の保存期間は、取り扱う 食品等の流通<u>の</u>実態等に適応した合 理的な期間とすること。
- (3) 食中毒等の食品衛生上の危害の発生 を防止するため市長から要請があっ たときは、第1号の記録を市長に提出 すること。
- (4) <u>危害原因物質の特定並びに管理措置、重要管理点及び管理基準の設定に関する記録を作成し、これを保存すること。</u>
- (5) 第8項第5号の規定による確認及び 改善措置の内容並びに同項第7号の 検証の結果に関する記録を作成し、こ れを保存すること。
- (6) 前号の記録(同号の確認の内容に関するものに限る。)を作成するときは、

- 加工、調理、販売等が衛生的に行われるよう従事者の監督及び指導をすること。
- (3) 食品衛生責任者たる従事者は、営業者の指示に従い、前号の監督及び指導をすること。
- (4) 食品衛生責任者たる従事者は、食品等の製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるよう営業者に対して必要な意見を述べ、営業者は、その意見を尊重すること。
- (5) 営業者は、食品衛生責任者をして市 長が指定する衛生講習会を受講させ るなど常に食品衛生に関する新しい 知見を習得させること。
- 11分録の成び存
- (1) 営業者は、食品衛生上の危害の発生 の防止に必要な限度において、食品等 に係る仕入れの状況、製造若しくは加 工の状況、出荷先又は販売先その他必 要な事項に関する記録を作成し、これ を保存するよう努めること。
 - (2) 前号の記録の保存期間は、取り扱う 食品等の流通実態等に適応した合理 的な期間とすること。
 - (3) 営業者は、食中毒等の食品衛生上の 危害の発生を防止するため市長から 要請があったときは、第1号の記録を 市長に提出すること。
 - (4) 営業者は、自らが製造又は加工した 製品について自主検査を行った場合 は、当該検査の結果の記録を保存する よう努めること。

		当該確認に係る担当者及び責任者が				
		これに署名すること。				
1 4	(1)	販売する食品等 <u>の製品</u> に起因する食	1 2		(1)	販売する食品等に起因する食品衛生
食品	i	品衛生上の問題が発生した場合に当	食	品		上の問題が発生した場合に当該食品
等 <u>の</u>		該 <u>製品</u> を迅速かつ適切に回収 <u>するこ</u>	等	の		等を迅速かつ適切に回収できるよう、
製品	<u> </u>	<u>とが</u> できるよう、あらかじめ、その回	回口	以、		あらかじめ、その回収に係る責任体
の回		収に係る責任体制、具体的な回収の方	廃	棄		制、具体的な回収の方法、市長への報
収、廃		法、市長への報告等の手順等を定める	等			告等の手順等を定めるよう努めるこ
棄等		よう努めること。				と。
	(2)	販売する食品等 <u>の製品</u> に起因する食			(2)	販売する食品等に起因する食品衛生
		品衛生上の危害が発生した場合にお				上の危害が発生した場合において、当
		いて、当該 <u>製品</u> を回収したときは、 <u>そ</u>				該食品等を回収したときは、当該回収
		<u>の</u> 回収した <u>製品</u> を他の <u>製品</u> と明確に				した食品等を他の食品等と明確に区
		区別して保管し、市長の指示に従っ				別して保管し、市長の指示に従って、
		て、その廃棄その他の必要な措置を的				その廃棄その他の必要な措置を的確
		確かつ迅速に講ずること。				かつ迅速に講ずること。
	(3)	食品等の <u>製品を回収する</u> 際は、消費			(3)	食品等の回収を行う際は、消費者へ
		者への注意喚起等のため、必要に応じ				の注意喚起等のため、必要に応じて回
		て回収に係る食品等 <u>の製品</u> に関する				収に係る食品等に関する情報の提供
		情報の提供を行うこと。				を行うこと。
1 5	(1)	消費者に対し、販売する食品等 <u>の製</u>	1 3		(1)	営業者は、消費者に対し、販売する
情報	į	<u>品</u> についての安全性に関する情報の	情	報		食品等についての安全性に関する情
の提	<u>:</u>	提供に努めること。	の	提		報の提供に努めること。
供	(2)	製造者、加工者又は輸入者は、自ら	供		(2)	製造者、加工者又は輸入者は、自ら
		が製造し、加工し、又は輸入した食品				が製造し、加工し、又は輸入した食品
		等 <u>の製品</u> に係る消費者の健康被害(医				等に係る消費者の健康被害(医師の診
		師の診断を受け、その症状が当該 <u>製品</u>				断を受け、その症状が当該食品等に起
		に起因し、又はその疑いがあると診断				因し、又はその疑いがあると診断され
		されたもの <u>に限る。以下この項におい</u>				たものをいう。)及び法に違反する事
		<u>て同じ。)又は</u> 法に違反する事実が判				実が判明したときは、速やかにその内
		明したときは、速やかに <u>、</u> その内容を				容を市長に報告すること。
		市長に報告すること。				
	(3)	製造し、加工し、又は輸入した食品				
		等の製品に係る苦情で消費者の健康				
		被害につながるおそれを否定するこ				
		とができないものを受け付けたとき				
		は、速やかに、その旨を市長に報告す				
		<u>ること。</u>				

食品の運

搬

1 6

- (1) 食品の運搬に用いる車両、コンテナ 等は、容易に洗浄及び消毒をすること ができる構造のものを使用し、常に清 潔に保つとともに、補修等を行うこと により適切に管理すること。
- (2) 食品と食品以外の貨物とを混載する場合は、食品は、食品以外の貨物からの汚染を防止するため、必要に応じて適当な容器に入れ、その他食品以外の貨物と区分すること。
- ③ 運搬中の食品が<u>ごみ、ちり</u>、有毒ガス等に汚染されないよう<u>適切に</u>管理すること。
- (4) バルク輸送<u>を行う</u>場合は、必要に応 じて食品専用の車両又はコンテナを 使用し、当該車両又はコンテナの見や すい箇所に食品専用である旨を明示 すること。
- (5) 運搬中の食品の温度、湿度その他の 食品の状態に常に注意し、適切に管理 すること。
- (6) 運搬に係る時間が長時間に及ばない よう運搬経路等に配慮する<u>こと等に</u> より食品の品質を維持すること。

食品の運搬

1 4

- (1) 食品の運搬に用いる車両、コンテナ 等は、容易に洗浄及び消毒をすること ができる構造のものを使用し、常に清 潔に保つとともに、補修等を行うこと により適切に管理すること。
- (2) 食品と食品以外の貨物を混載する場合は、食品以外の貨物からの汚染を防止するため、必要に応じて食品を適切な容器に入れるなど食品以外の貨物と区分けすること。
- (3) 運搬中の食品がじんかい、有毒ガス 等に汚染されないよう管理すること。
- (4) バルク輸送の場合は、必要に応じて 食品専用の車両又はコンテナを使用 し、当該車両又はコンテナの見やすい 箇所に食品専用である旨を明示する こと。
- (5) 運搬中の食品の温度、湿度その他の 食品の状態に常に注意し、適切に管理 すること。
- (6) 運搬に係る時間が長時間に及ばない よう運搬経路等に配慮するなど、食品 の品質を維持すること。

別表第2

<u> </u>	•
1 —	別表第1第1項各号に掲げる基準
般事	
<u>項</u>	
2 施	別表第1第2項各号に掲げる基準
設の	
管 理	
3 機	別表第1第3項各号に掲げる基準
<u>械</u> 器	
具 類	
の管	
<u>理</u>	

Ţ			<u></u>
	<u>4 </u>		別表第1第4項各号に掲げる基準
	用 3		
	<u>る フ</u>		
	<u>の</u> 管	Í	
	<u>理</u>		
	5 <u>房</u>	Ĕ	別表第1第5項各号に掲げる基準
	<u>棄 物</u>	<u>n</u>	
	<u>の</u> 耳	X	
	扱し	1	
	6 1	₹(1) 食品等の仕入れに当たっては、適切
	品等	÷	<u>に管理されているものを仕入れ、品</u>
	<u>の</u> 耳	<u>Σ</u>	質、鮮度、表示等について点検するこ
	扱し	1	<u>Ł.</u>
		(2	原材料として使用する食品は、消費
			期限内であるものその他食用に適し
			た品質のものを選択し、必要に応じて
			前処理を行った後、加工に供するこ
			<u>ک</u> .
		(3	
		<u></u>	運搬、陳列等に際しては、適正な温度、
			時間及び方法で衛生的に管理するこ
		/ A	<u>と。</u>
		(4	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
			潔に保ち、食品間又は添加物間の相互
			<u>汚染が生じないよう区分して保管す</u> -
			<u>ること。</u>
		(5	<u> 法第11条第1項の規定によりその</u>
			成分の規格が定められている食品又
			は添加物を製造し、又は加工する場合
			は、定期的に当該食品又は添加物の規
			格の適合の検査を行い、当該検査の結
			果が記録された成績書を1年間保存
			<u>すること。</u>
		(6	前号の食品以外の食品又は同号の添
			加物以外の添加物を製造し、又は加工
			する場合は、必要に応じて当該食品又
			は添加物の検査を行い、当該検査の結
			果が記録された成績書を1年間保存
Ш			木川 記球C11/に別領首を「午间休仔

<u>すること。</u>

- (7) 添加物は、所定の場所で適切に保管 し、その仕入れ及び使用の状況の記録 を1年間保存すること。
- (8) 法第11条第1項の規定によりその 使用の基準が定められている添加物 (以下「使用基準が定められている添加物」という。)を使用するときは、 これを正確に計量し、適正に使用する こと。
- (9) 使用基準が定められている添加物を 使用して食品を製造し、又は加工する 場合は、定期的に当該食品中の当該使 用基準が定められている添加物の含 有量の検査を行い、当該検査の結果が 記録された成績書を1年間保存する こと。
- (10) 法第18条第1項の規定によりその 規格が定められている器具又は容器 包装を製造する場合は、定期的に当該 器具又は容器包装の規格の適合の検 査を行い、当該検査の結果が記録され た成績書を1年間保存すること。
- (11) 前号の器具以外の器具又は同号の容器包装以外の容器包装を製造する場合は、必要に応じて当該器具又は容器包装の検査を行い、当該検査の結果が記録された成績書を1年間保存すること。
- (12) 食品等の製品の表示を新たに付し、 又は既に付された表示を改めるとき は、市長の指導を受けること。
- (13) 食品等の製品の出荷又は販売に際しては、法定の表示事項について点検すること。
- (14) 再使用することを予定している容器包装は、洗浄及び消毒が容易なものを 用いること。

(15) 食品等の製造等に係る製品及び原材料は、ロットごとに管理し、必要に応じてその管理の状況を記録するよう努めること。 (16) 飲食に起因する健康被害が発生しやすい食品を製造し、加工し、又は調理するときは、その製造等又は調理に係る製品から検体を採取し、これを一定期間保存するとともに、販売先等の記録を一定期間保存すること。 (17) 施設内においておう吐があったときは、直ちに、消毒剤、殺菌剤等を用いて適切に消毒又は殺菌を行うとともに、おう吐物により汚染された可能性がある食品等は、直ちに、廃棄すること。
じてその管理の状況を記録するよう 努めること。 16 飲食に起因する健康被害が発生しや すい食品を製造し、加工し、又は調理 するときは、その製造等又は調理に係 る製品から検体を採取し、これを一定 期間保存するとともに、販売先等の記 録を一定期間保存すること。 17 施設内においておう吐があったとき は、直ちに、消毒剤、殺菌剤等を用い て適切に消毒又は殺菌を行うととも に、おう吐物により汚染された可能性 がある食品等は、直ちに、廃棄すること。
図のること。 (16) 飲食に起因する健康被害が発生しやすい食品を製造し、加工し、又は調理するときは、その製造等又は調理に係る製品から検体を採取し、これを一定期間保存するとともに、販売先等の記録を一定期間保存すること。 (17) 施設内においておう吐があったときは、直ちに、消毒剤、殺菌剤等を用いて適切に消毒又は殺菌を行うとともに、おう吐物により汚染された可能性がある食品等は、直ちに、廃棄すること。
(16) 飲食に起因する健康被害が発生しやすい食品を製造し、加工し、又は調理するときは、その製造等又は調理に係る製品から検体を採取し、これを一定期間保存するとともに、販売先等の記録を一定期間保存すること。 (17) 施設内においておう吐があったときは、直ちに、消毒剤、殺菌剤等を用いて適切に消毒又は殺菌を行うとともに、おう吐物により汚染された可能性がある食品等は、直ちに、廃棄すること。
すい食品を製造し、加工し、又は調理するときは、その製造等又は調理に係る製品から検体を採取し、これを一定期間保存するとともに、販売先等の記録を一定期間保存すること。 (17) 施設内においておう吐があったときは、直ちに、消毒剤、殺菌剤等を用いて適切に消毒又は殺菌を行うとともに、おう吐物により汚染された可能性がある食品等は、直ちに、廃棄すること。
するときは、その製造等又は調理に係 る製品から検体を採取し、これを一定 期間保存するとともに、販売先等の記 録を一定期間保存すること。 (17) 施設内においておう吐があったとき は、直ちに、消毒剤、殺菌剤等を用い て適切に消毒又は殺菌を行うととも に、おう吐物により汚染された可能性 がある食品等は、直ちに、廃棄するこ と。
る製品から検体を採取し、これを一定 期間保存するとともに、販売先等の記録を一定期間保存すること。 (17) 施設内においておう吐があったときは、直ちに、消毒剤、殺菌剤等を用いて適切に消毒又は殺菌を行うとともに、おう吐物により汚染された可能性がある食品等は、直ちに、廃棄すること。
期間保存するとともに、販売先等の記録を一定期間保存すること。 (17) 施設内においておう吐があったときは、直ちに、消毒剤、殺菌剤等を用いて適切に消毒又は殺菌を行うとともに、おう吐物により汚染された可能性がある食品等は、直ちに、廃棄すること。
録を一定期間保存すること。 (17) 施設内においておう吐があったとき は、直ちに、消毒剤、殺菌剤等を用い て適切に消毒又は殺菌を行うととも に、おう吐物により汚染された可能性 がある食品等は、直ちに、廃棄すること。
施設内においておう吐があったとき は、直ちに、消毒剤、殺菌剤等を用いて適切に消毒又は殺菌を行うとともに、おう吐物により汚染された可能性がある食品等は、直ちに、廃棄すること。
は、直ちに、消毒剤、殺菌剤等を用いて適切に消毒又は殺菌を行うとともに、おう吐物により汚染された可能性がある食品等は、直ちに、廃棄すること。
て適切に消毒又は殺菌を行うととも に、おう吐物により汚染された可能性 がある食品等は、直ちに、廃棄すること。
に、おう吐物により汚染された可能性 がある食品等は、直ちに、廃棄するこ と。
<u>がある食品等は、直ちに、廃棄すること。</u>
<u>E.</u>
7 従 別表第1第9項に掲げる基準
\mathbf{I}
<u>事 者</u>
<u>の</u> 衛
<u>生 教</u>
8 従 別表第1第10項各号に掲げる基準
事者
<u>等に</u>
<u>係 る</u>
<u>衛生</u>
<u>管理</u>
9 管 別表第1第11項に掲げる基準
<u>理 運</u>
<u>営要</u>
<u>領</u>
1 0 別表第1第12項各号に掲げる基準
<u>食品</u>
<u>衛生</u>
<u>責任</u>
煮

1 1 (1) 別表第1第13項第1号から第3号	
記録 までに掲げる基準	
の作(2) 製造し、又は加工した食品等の製品	
成及 について自主検査を行った場合は、当	
び 保 該検査の結果の記録を保存するよう	
<u>存</u> <u>努めること。</u>	
1 2 別表第1第14項各号に掲げる基準	
食品	
等 の	
製品	
<u>o</u> <u>o</u>	
<u>収、廃</u>	
棄等	
13 別表第1第15項各号に掲げる基準	
<u>情報</u>	
の 提	
<u>供</u>	
1 4 別表第1第16項各号に掲げる基準	
<u>食品</u>	
<u>の</u> 運	
<u>搬</u>	

種	別	条例	番号	議案第102号	所 管	児童課			
件	名	尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について							
				内	容				

1 改正理由

旧北難波小学校の位置に建設している新校舎完成に伴い、難波の梅小学校を移転させるため、難波の梅児童ホームの位置を変更する。

また、若葉小学校と西小学校を統合し、わかば西小学校を設置することに伴い、わかば西児童ホームを設置するため、所要の整備を行う。

なお、わかば西児童ホームの位置については、西小学校にわかば西小学校の新校舎を建設予定ではあるが、当初は若葉小学校を仮校舎とするため、若葉小学校の位置とする。

2 改正内容

- (1) 別表中、難波の梅児童ホームの位置を変更する。
- (2) 別表中、若葉児童ホーム、西児童ホームの項を削除し、わかば西児童ホームの項を追加する。
- 3 施行期日

平成28年4月1日

尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例

25	7正後	現行					
別表		別表					
名 称	位置	名 称 位 置					
尼崎市立難波の梅児	尼崎市西難波町6丁	尼崎市立難波の梅児 尼崎市東難波町2丁					
童ホーム	<u>目14番57号</u>	宣ホーム <u>目14番44号</u>					
<u>尼崎市立わかば西児</u>	尼崎市道意町6丁目	尼崎市立若葉児童ホ 尼崎市道意町6丁目					
<u>童ホーム</u>	6番地の3	<u>-ム</u> <u>6番地の3</u>					
		尼崎市立西児童ホー 尼崎市武庫川町1丁					
		<u>五</u> <u>目 2 5 番地</u>					
尼崎市立大島児童ホ	尼崎市稲葉荘2丁目	尼崎市立大島児童ホ 尼崎市稲葉荘2丁目					
− ∆	10番7号	-ム 10番7号					

種	別	条例	番	号	議案第1	03号	所	管	交通局管理課 まちづくり企画・調査担当	
件	名	尼崎市自動車運送事業の設置等に関する条例等の廃止等に関する条例につい て								
					内		容			

1 廃止等理由

将来にわたって市民にとって必要なバス交通サービスを確保することを基本に、財政負担の軽減及び市民、利用者の利便性の向上等を目的とした尼崎市自動車運送事業の民営化に伴い、自動車運送事業に係る条例を廃止するとともに、関係条例の規定を整備するもの。

2 現行規定内容及び改正内容

- (1) 廃止する条例の現行規定内容
 - ア 尼崎市乗合自動車乗車料条例 本市乗合自動車の乗車料について定める。
 - イ 尼崎市貸切自動車乗車料条例 本市貸切自動車の乗車料について定める。
 - ウ 尼崎市自動車運送事業の設置等に関する条例 地方公営企業法の規定に基づき、本市自動車運送事業の設置、経営の基本、組 織及び財務について必要な事項を定める。
 - エ 尼崎市自動車運送事業移譲事業者選定委員会条例 尼崎市自動車運送事業のうち一般旅客自動車運送事業を引き継ぐ事業者の選 定に関する事項を調査審議させるため、市長の付属機関として設置する選定委員 会について必要な事項を定める。
- (2) 一部改正する条例の主な改正内容

地方公営企業法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分等に関する条例

自動車運送事業に係る記載を削除するとともに所要の文言整理を行う。

3 施行期日

平成28年4月1日。

ただし、上記ア、イ及びエの廃止並びに付則の一部については規則で定める日。

現 行

(趣旨)

第1条 本市乗合自動車の乗車料に関しては、この条例の定めるところによる。

(乗車料)

- 第2条 乗合自動車に乗車する者(以下「乗客」という。)は、次条及び第6条第1項の規定により定められた乗車料を納めなければならない。ただし、1歳未満の乗客及び乗客(6歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者(以下「未就学児」という。)を除く。以下「保護者等」という。)が同伴する未就学児(1歳未満の者を除く。)である乗客(保護者等1人につき2人までに限る。)は、無料とする。
- 2 乗車料は、均一制とし、次条第1項第2号及び第4号に掲げる乗車料の場合のほか、1運転 系統乗切制とする。

(乗車料の額)

- 第3条 乗車料の額は、次の各号に掲げる乗車料の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、自動車運送事業管理者(以下「管理者」という。)が定める。
 - (1) 普通乗車料
 - ア 大人 1乗車につき 210円
 - イ 小児(1歳に達する日から12歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者をい う。次号及び第3号において同じ。) 1乗車につき 110円
 - (2) 全線1日乗車料
 - ア 大人 1日につき 500円
 - イ 小児 1日につき 250円
 - (3) 回数乗車料
 - ア 大人 11乗車につき 2,100円
 - イ 小児 11乗車につき 1,100円
 - (4) 定期乗車料
 - ア 通勤定期 1月につき 8,400円
 - イ 大人通学定期 1月につき 6,000円
 - ウ 小児通学定期 1月につき 3,000円
 - エ 高齢者定期 1月につき 3,000円
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、他の自動車運送事業者の乗合自動車と競合する運転区間に 係る同号に掲げる乗車料で、当該他の自動車運送事業者の運賃との調整を必要とするものにつ いては、管理者が定める。

(乗車券)

- 第4条 管理者は、前条第1項の規定により定めた乗車料の額に応じた乗車券を発行することができる。
- 2 前項の乗車券の様式は、管理者が別に定める。
- 3 乗車券は、その券面表示事項に従い使用することができる。

(乗車券の発行区分)

- 第5条 通勤定期に係る乗車券は、通勤その他の目的のため乗車する者に対し発行する。
- 2 大人通学定期に係る乗車券は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中 学校以上及び管理者においてこれと同等と認定した学校の学生又は生徒に対し発行する。
- 3 小児通学定期に係る乗車券は、学校教育法第1条に規定する小学校以下及び管理者において これと同等と認定した学校並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定す る保育所の児童又は幼児に対し発行する。
- 4 高齢者定期に係る乗車券は、65歳以上の者に対し発行する。
- 5 通勤定期に係る乗車券は持参人式とし、通学定期に係る乗車券及び高齢者定期に係る乗車券は記名式とする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、記名式の通勤定期に係る乗車券を発行することができる。

(割引)

- 第6条 管理者は、事業上の必要その他特別の理由があると認めるときは所定乗車料の5割以内の割引をすることができる。
- 2 前項の場合においては、特別割引乗車券を発行するものとする。

(乗車料の還付)

第7条 既納の乗車料は、管理者が別に定める場合を除くほか還付しない。

(無料乗車券)

- 第8条 管理者は、事業上必要があると認めるときは、無料乗車券を発行することができる。 (乗車券の効力)
- 第9条 乗車券の様式を変更した場合は、旧乗車券はこれを使用することができない。ただし、 管理者が必要と認めるときは条件及び期間を定め旧乗車券の使用を許可することがある。
- 2 旧乗車券を所持する者は、管理者が別に定める期間内に限り新乗車券と引換を請求することができる。ただし、乗車券の様式の変更が乗車料の変更によるものである場合は、当該変更による差額は、管理者の定めるところにより追徴又は払戻をする。
- 3 前項の期間内に引換をしない旧乗車券はこれを無効とする。

(乗車料の還付並びに乗車券の書換え及び再発行の手数料)

第10条 回数乗車料若しくは定期乗車料の還付又は定期乗車料に係る乗車券の書換え若しくは 再発行をする場合は、乗車券1冊又は1枚につき500円の範囲内において管理者が定める手 数料を徴収することができる。

(過料)

- 第11条 次の各号の一に該当するときは、その乗車券を無効として回収し、乗車料の額の2倍 に相当する金額を支払わせ、1,000円以下の過料を科することがある。
 - (1) 不正の手段により乗車料を免れ、又は免れようとした者
 - (2) 係員が請求した場合において、乗車券の提示を拒んだ者
 - (3) 他人の記名乗車券を使用した者及びこれを使用させた者

(施行規程)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

尼崎市貸切自動車乗車料条例

現行

(趣旨)

第1条 本市貸切自動車の乗車料に関しては、この条例の定めるところによる。

(乗車料)

第2条 貸切自動車を使用する者は、次条及び第4条の規定により定められた乗車料を納めなければならない。

(乗車料の額)

- 第3条 乗車料の額は、時間制運賃の額及びキロ制運賃の額の合計額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。
- 2 前項の時間制運賃の額及びキロ制運賃の額は、別表に定める額の範囲内において、自動車運送事業管理者(以下「管理者」という。)が定める。

(割引)

第4条 管理者は、事業上の必要その他別の理由があると認めるときは、前条第1項の時間制運賃及びキロ制運賃の割引をすることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。 別表

区分	金額					
時間制運賃	1回につき 43,300円					
キロ制運賃	走行距離10キロメートルにつき 1,700円					

摘要 1回の走行時間が3時間を超える場合の時間制運賃の額は、8,660円にその超える時間 (以下「超過時間」という。)(超過時間が1時間に満たない場合又は超過時間に1時間に 満たない端数がある場合において、超過時間又はその端数が30分未満であるときはこれら を切り捨て、超過時間又はその端数が30分以上であるときはこれらを1時間に切り上げる。) の時間の数値を乗じて得た額に、43,300円を加えて得た額とする。

尼崎市自動車運送事業の設置等に関する条例

現 行

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)の規定 に基づき、本市自動車運送事業(以下「自動車運送事業」という。)の設置、経営の基本、組織 及び財務について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

- 第2条 乗合自動車及び貸切自動車による旅客の運送を行なうため、自動車運送事業を設置する。 (経営の基本)
- 第3条 自動車運送事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。
- 2 自動車運送事業の基本計画は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業用自動車の総数 150両以内
 - (2) 事業区域(運行路線の延長)
 - ア 乗合自動車 本市の区域内及びその周辺部 (110キロメートル以内)
 - イ 貸切自動車 兵庫県下一円

(組織)

第4条 法第14条の規定に基づき、自動車運送事業管理者の権限に属する事務を処理させるため、交通局を置く。

現 行

(設置)

第1条 尼崎市自動車運送事業のうち一般乗合旅客自動車運送事業(道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業をいう。)を引き継ぐ一般乗合旅客自動車運送事業者(同法第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者をいう。)(以下「移譲事業者」という。)の選定に関する事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市自動車運送事業移譲事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験者及び公認会計士のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員は、移譲事業者の選定に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

- 第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がそ の職務を代理する。

(招集)

第4条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

- 第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、 又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に 諮って定める。 地方公営企業法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分等に 関する条例

改正後

(尼崎市水道事業等の業務状況説明書類の提 出等)

- 第4条 尼崎市水道事業管理者及び尼崎市工 業用水道事業管理者(以下「管理者」という。) は、法第40条の2第1項の規定に基づき、 毎事業年度4月1日から9月30日までの 尼崎市水道事業及び尼崎市工業用水道事業 (以下「尼崎市水道事業等」という。)の業 務の状況を説明する書類を11月30日ま でに、10月1日から3月31日までの尼崎 市水道事業等の業務の状況を説明する書類 を5月31日までに市長に提出しなければ ならない。
- 2 前項の尼崎市水道事業等の業務の状況を 説明する書類(以下「業務状況説明書類」と いう。)には、その期間における次の各号に 掲げる事項を掲載するものとする。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 損益計算書
 - ③ 貸借対照表
 - (4) その他業務の状況を説明するに必要な 書類
- 3 管理者は、天災その他やむを得ない事情に より尼崎市水道事業等の業務状況説明書類 をそれぞれ第1項に規定するその提出期限 までに市長に提出することができなかつた 場合は、当該期限後できるだけ速やかに、こ れを市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、第1項又は前項の規定による尼崎 市水道事業等の業務状況説明書類の提出があ ったときは、遅滞なく、これを公表しなけれ ばならない。
- 5 前項の規定による公表は、市報あまがさき に掲載する方法により行うものとする。

(尼崎市下水道事業の業務状況説明書類の作成│(下水道事業の業務状況説明書類の作成)

現行

(水道事業、工業用水道事業及び自動車運送事 業の業務状況説明書類の提出)

- 第4条 管理者は、法第40条の2第1項の規 定に基づき、毎事業年度4月1日から9月3 0日までの業務の状況を説明する書類を1 1月30日までに、10月1日から3月31 日までの業務の状況を説明する書類を5月 3 1日までに市長に提出しなければならな 61
- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、そ の期間における次の各号に掲げる事項を掲 載するものとする。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 損益計算書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) その他業務の状況を説明するに必要な 書類
- 3 管理者は、天災その他やむを得ない事故に より、第1項に定める期日までに同項の業務 の状況を説明する書類を提出することがで きなかつた場合においては、できるだけ速や かに<u>これを</u>提出しなければならない。
- 4 第1項又は前項の規定により業務の状況を 説明する書類が提出された場合においては、 市長は、遅滞なくこれを公表しなければなら ない。
- 5 前項の公表は、市報あまがさきによりこれ を行うものとする。

等)

務状況説明書類について準用する。この場合 において、同条第1項中「尼崎市水道事業管 理者(以下「管理者」という。)」とあるの は「市長」と、「市長に提出しなければ」と あるのは「作成しなければ」と、同条第2項 中「前項」とあるのは「次条において読み替 えて準用する前項」と、同条第3項中「管理 <u>者」とあるのは「市長」と、「それぞれ</u>第1 項」とあるのは「次条において読み替えて準 用する第1項」と、「市長に提出する」とあ るのは「作成する」と、「市長に提出しなけ れば」とあるのは「作成しなければ」と、同 条第4項中「第1項」とあるのは「次条にお いて読み替えて準用する第1項」と、「よる」 <u>とあるのは「より」と、「の提出があった」</u> とあるのは「を作成した」と、同条第5項中 「前項」とあるのは「次条において読み替え て準用する前項」と読み替えるものとする。

第5条 前条の規定は、尼崎市下水道事業の業務状況説明書類について準用する。この場合において、同条第1項中「尼崎市水道事業管理者(以下「管理者」という。)」とあるのは「市長」と、「市長に提出しなければ」とあるのは「作成しなければ」と、同条第2項中「前項」とあるのは「次条において読み替えて準用する前項」と、同条第3項中「管理者」とあるのは「市長」と、「提出」とあるのは「作成」と、同条第4項中「が提出された」とあるのは「市長」と、「それぞれ第1とする。

種	別	その他	番号	議案第104号	所 管	大規模市有地活用担当		
件	名	工事請負契約の変更について(旧尼崎東高等学校校舎等解体撤去工事)						
				内	容			

1 変更理由

平成26年度労務・材料等単価を適用して設計を行っている当該工事について、平成27年2月から適用される公共工事設計労務単価の上昇を受け、技能労働者の適切な賃金水準を確保するため、平成27年2月からの労務・材料等単価を適用すること及び交通誘導員の増員配置、防音シートのかさ上げ等に伴い、契約金額を増額する必要が生じたもの。

2 契約の相手方

尼崎市大庄西町1丁目6番23号 大松建設株式会社 代表取締役 松本 康利

3 契約金額

変更前 276,048,000円(金額は消費税等相当額8%を含む。) 変更後 282,523,680円(金額は消費税等相当額8%を含む。) 増 額 6,475,680円(金額は消費税等相当額8%を含む。)

4 変更内容

- (1) 平成27年2月からの労務・材料等単価の適用
- (2) 交通誘導員の配置増
- (3) 中州及び藻川土手下の空地への仮設門設置等
- (4) グラウンド南西角の防音シートのかさ上げ
- (5) 正門での仮設パネル門扉の設置
- 5 契約工期

平成27年3月9日から平成27年11月3日まで(変更なし)

種	別	その他	番号	議案第10	5号	所	管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当
件	名	工事請負契約0	変更に	こついて(大庄	小学校	交校舎	棟而	村震補強等工事)
				内		容		

1 変更理由

平成26年度労務・材料等単価を適用して設計を行っている当該工事について、平成27年2月から適用される公共工事設計労務単価の上昇を受け、技能労働者の適切な賃金水準を確保するため、平成27年2月からの労務・材料等単価を適用することに伴い、契約金額を増額する必要が生じたもの。

2 契約の相手方

尼崎市道意町 3 丁目 1 番地 株式会社三田工務店 代表取締役 三田 恭男

3 契約金額

変更前 359,316,000円(金額は消費税等相当額8%を含む。) 変更後 360,194,040円(金額は消費税等相当額8%を含む。) 増 額 878,040円(金額は消費税等相当額8%を含む。)

4 変更内容

平成27年2月からの労務・材料等単価の適用

5 契約工期

平成27年3月9日から平成28年3月20日まで(変更なし)

種	別	その他	番号	号	義案第 1	06号	所	管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当
件	名	工事請負契約0)変更	こつし	ハて(カ	大島小学村	交北柯	東改第	榮等工事)
	内								

1 変更理由

賃金等の急激な変動により、尼崎市工事請負契約書第26条第6項(いわゆるインフレスライド条項)に基づいて、契約の相手方から契約金額の変更について請求を受けたため、相手方との協議を行い、契約金額を増額することとしたもの。

2 契約の相手方

尼崎市杭瀬北新町1丁目5番11号 宮崎・苅田特別共同企業体 代表者 宮崎建設株式会社 代表取締役 宮崎 俊二

3 契約金額

変更前 1,062,600,000円(金額は消費税等相当額5%を含む。) 変更後 1,068,507,600円(金額は消費税等相当額5及び8%を含む。) 増 額 5,907,600円(金額は消費税等相当額8%を含む。)

4 変更内容

賃金又は物価の変動に伴うインフレスライドの適用(尼崎市工事請負契約書第 2 6 条関係)

5 契約工期

平成25年10月8日から平成27年11月26日まで(変更なし)

種	別	その他	番号	議案第107号	所 管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当
件	名	工事請負契約0	変更に	こついて(立花小学)	校校舎棟ゐ	改築等工事)
				内	容	

1 変更理由

賃金等の急激な変動により、尼崎市工事請負契約書第26条第6項(いわゆるインフレスライド条項)に基づいて、契約の相手方から契約金額の変更について請求を受けたため、相手方との協議を行い、契約金額を増額することとしたもの。

2 契約の相手方

神戸市中央区八幡通3丁目1番14号 淺沼・サージ・コア共同企業体 代表者 株式会社淺沼組神戸支店 支店長 芦田 造

3 契約金額

変更前 1,824,168,840円(金額は消費税等相当額5及び8%を含む。) 変更後 1,876,775,640円(金額は消費税等相当額5及び8%を含む。) 増 額 52,606,800円(金額は消費税等相当額8%を含む。)

4 変更内容

賃金又は物価の変動に伴うインフレスライドの適用(尼崎市工事請負契約書第 2 6 条関係)

5 契約工期

平成25年10月8日から平成27年10月27日まで(変更なし)

種	別	その他	番	号	議案第108号	所管	, 施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当
件	名	工事請負契約0)変更		Oいて(名和小学材	^{交北棟改}	築等工事)
					内	容	

1 変更理由

賃金等の急激な変動により、尼崎市工事請負契約書第26条第6項(いわゆるインフレスライド条項)に基づいて、契約の相手方から契約金額の変更について請求を受けたため、相手方との協議を行い、契約金額を増額することとしたもの。

2 契約の相手方

尼崎市塚口町1丁目10番地の5 株式会社吉川組 代表取締役 吉川 壽一

3 契約金額

変更前701,091,300円(金額は消費税等相当額5%を含む。)変更後738,977,700円(金額は消費税等相当額5及び8%を含む。)増額37,886,400円(金額は消費税等相当額8%を含む。)

4 変更内容

賃金又は物価の変動に伴うインフレスライドの適用(尼崎市工事請負契約書第 2 6 条関係)

5 契約工期

平成25年10月8日から平成27年12月26日まで(変更なし)

種	別	その他	番号	議案第109号	所 管	住宅管理担当				
件	名	訴えの提起につ	ついて(愛	生物明渡し等請求 雪	事件)					

闪

容

1 提起理由

改良住宅の家賃の長期滞納者に対して、滞納家賃の支払、住宅の明渡し及び損害賠 償金の支払を求めるもの。

2 当事者

(1) 原告

尼崎市 代表者 稲村 和美

(2) 被告氏名及び滞納金額等(1名)

氏 名	滞納月数	滞納金額
	25月	855,036円

※ 平成27年6月30日現在の数値

種	別	その他	番	号	議案第110号	所	管	道路課
件	名 市道路線の一部廃止について							
					内	容		

1 理由

道路法第8条第2項(同法第10条第3項の規定において準用する場合を含む。) の規定により、市道路線を一部廃止するため、議決を求めるもの。

2 対象路線

(1) 一部廃止しようとする路線

路	線	名	起	点	~	終	点 (廃止区間)
塚口第7	7 号宮前	 横僧線	塚口町2丁目34	- 9	~	塚	口町4丁目41-1

種	別	その他	番号	議案第1	1 1号	所	管	公園計画・2 1世紀の森担 当
件	- 名 市有地の売払いについて							

売払いの目的

産業まち交流拠点地区の市有地を産業用地として売払うため。

2 市有地の所在地、地目及び面積

所在地番	地 目	面 積
尼崎市扇町21番	宅地	6 , 9 7 2 . 5 7 m ²

3 売払いまでの経緯

平成 9年 2月 同和鉱業㈱(現DOWAホールディングス㈱)から取得

平成10年 3月 尼崎臨海西部土地区画整理事業の仮換地の一部として指定

平成19年 8月 パナソニックプラズマディスプレイ(株)と事業用定期借地権契 約を締結

平成24年 3月 尼崎臨海西部土地区画整理事業完了

平成25年10月 パナソニックプラズマディスプレイ㈱が撤退を発表

平成26年 3月 パナソニックプラズマディスプレイ第5工場を改修し流通加 工工場に転用することで、兵庫県、尼崎市、関西電力(株)、パナ ソニックプラズマディスプレイ(株)、(株)センターポイントディベ

ロップメントの5者で合意し、協定を締結

平成27年 8月 本プロジェクトのために設立されたPASSAT特定目的会 社と仮契約の締結

4 売払いの金額

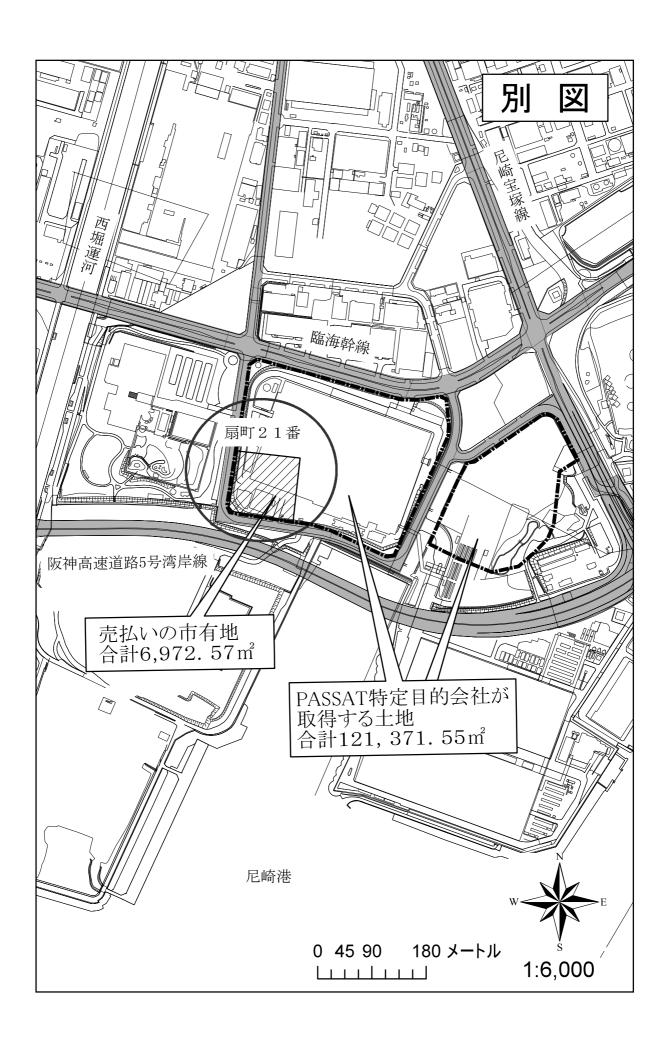
627,182,671円(㎡当たり89,950円)

5 売払いの相手方

東京都港区虎ノ門3丁目22番10-201号 PASSAT特定目的会社 取締役 松澤 和浩

(参考)今後の予定

平成27年10月 議決後、本契約を締結。PASSAT特定目的会社に売払うと 同時にパナソニックプラズマディスプレイ㈱との事業用定期 借地権契約は解消する。



種	別	その他	番	号	議案第11	12号	所	管	下水道部経営企画課
件	名	平成26年度原		下才	〈道事業会詞	十未処分	介利益	盖剰須	余金の処分について
					内		容		

1 議決を求める理由

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の使途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その都度議決を求めるものである。

2 処分の理由及び内容

未処分利益剰余金 7,466,722,542 円のうち、当年度純利益 616,244,817 円を建設改良積立金に積み立て、地方公営企業会計制度の見直しに伴う移行措置により生じた非みなし償却資産に係る補助金等の既収益化額 3,682,124,172 円及び建設改良積立金の取崩額 1,168,353,553 円(計4,850,477,725 円)は資本金へ組み入れ、残余については繰り越すものとする。

(単位:円)

					未	処	分	利	益	剰	余	金
当	年 度	末	残	高					7	, 466 ,	722,	542
議会	: の 議 決 	によ	る処	分 額					5	, 466 ,	722,	542
	建設改良	良 積 立 釒	きの 積	立て						616,	244,	817
	資本金	ネヘの	組	入れ					4	, 850 ,	477,	725
処	分	後	残	高					-		剰余 ,000,	-

種	別	その他	番	号	議案第113号	所	管	水道局経理課
件	名	平成26年度原	己崎市	ī水道	道事業会計未処分和	可益乗	創余金	全の処分について
					内	容		

1 議決を求める理由

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の使途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その都度議決を求めるものである。

2 処分の理由及び内容

未処分利益剰余金 7,250,445,549 円のうち、資金を伴わない収益相当額を除いた当年度純利益 787,688,656 円は建設改良積立金に積み立て、当年度純利益のうち資金を伴わない収益相当額 181,210,158 円、地方公営企業会計制度の見直しに伴う移行措置により生じた非みなし償却資産に係る補助金等の既収益化額 4,687,065,735 円及び建設改良積立金の取崩額 1,594,481,000 円(計6,462,756,893 円)は資本金へ組み入れる。

(単位:円)

					未	処	分	利	益	剰	余	金
当	年 度	末	残	高					7	, 250 ,	445,	549
議会	会の議決	によ	る処	分 額					7	, 250 ,	445,	549
	建設改良	見積 立 金	色の積	立て						787,	688,	656
	資 本 金	· ^ 0	組	入れ					6	, 462 ,	756,	893
処	分	後	残	高					(繰起	利益	剰余	金) 0

種	別	その他	番号	号	議案第1	1 4 号	所	管	水道局経理課
件	名	平成26年度原	2崎市 <u>-</u>	工業	用水道事	業会計規	₹処分	分 利主	益剰余金の処分について
					内		容		

1 議決を求める理由

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の使途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その都度議決を求めるものである。

2 処分の理由及び内容

未処分利益剰余金 4,894,018,745 円のうち、資金を伴わない収益相当額を除いた当年度純利益 382,906,638 円は建設改良積立金に積み立て、当年度純利益のうち資金を伴わない収益相当額 100,822,698 円、地方公営企業会計制度の見直しに伴う移行措置により生じた非みなし償却資産に係る補助金等の既収益化額 3,673,070,660 円及び建設改良積立金の取崩額 100,915,000 円(計3,874,808,358 円)は資本金へ組み入れ、残余については繰り越すものとする。

(単位:円)

				未	処	分	利	益	剰	余	金
当	年 度	末 残	副					4,	,894,	018,	745
議名	会の議決に	よる処:	分 額					4,	, 257 ,	714,	996
	建設改良積	立金の積	立て						382,	906,	638
	資本金 ^	、の組力	入 れ					3,	874,	808,	358
処	分 後	残	高					(繰越		剰余 303,	′